

議事日程（一般質問日） 平成30年9月19日 午前9時開議

- 日程第 1 一般質問について
- 日程第 2 議案第38号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 3 議案第39号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第40号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 議案第41号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第42号 木曾岬町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第43号 木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第44号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第45号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第46号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第47号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第48号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第49号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第50号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第51号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について
- 日程第16 報告第 4号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第17 報告第 5号 平成29年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（８名）

1番	鎌田 鷹介 君	2番	伊藤 厚紀 君
3番	加藤 真人 君	5番	服部 芙二夫 君
6番	三輪 一雅 君	7番	伊藤 律雄 君
8番	中川 和子 君	9番	伊藤 好博 君

欠席議員（０名）

議場出席説明者

町長	加藤 隆 君	副町長	森 清秀 君
教育長	山北 哲 君	総務政策課長	伊藤 啓二 君
危機管理課長	小島 裕紹 君	会計管理者	服部 孝龍 君
産業課長	平松 孝浩 君	建設課長	浅野 覚 君
住民課長	山田 克己 君	福祉健康課長	松本 大 君
税務課長	藤井 光利 君	教育課長	伊藤 正典 君

事務局出席職員

事務局長 白木 悟 議会事務局 伊藤 麻美

=====

午前 9時 0分開議

○議長（伊藤好博君） 皆さん、おはようございます。

酷暑というか、暑さも峠を過ぎたようで、少し過ごしやすくなりました。

議員の皆様には、諸般何かと御多用のところ御出席いただき、厚くお礼申し上げます。
また、加藤町長を初め執行部の皆様方にも出席いただき、ありがとうございます。

さて、平成30年第3回定例会は9月6日に開会されまして、本日は一般質問日でございます。この後行われます一般質問並びに議案審議に際しましては、慎重な審議を尽くしていただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問について

○議長（伊藤好博君） 日程第1、一般質問についてを行います。

一般質問の通告を受けておりますのは、

- ① 3番議席 加藤 真人 君
- ② 8番議席 中川 和子 君
- ③ 1番議席 鎌田 鷹介 君
- ④ 2番議席 伊藤 厚紀 君

⑤ 5 番議席 服部 芙二夫君、以上 5 名の方々でございます。

一般質問の発言の順番は、定例会開会日の議会運営委員長の報告のとおり、受け付け順に発言していただきます。

なお、質問内容は、簡潔、明瞭をお願いいたします。

それでは、初めに、3 番議席、加藤真人君の質問を許します。

登壇の上、お願いいたします。

○3 番（加藤真人君） 議長、3 番、加藤。

○議長（伊藤好博君） 3 番議席、加藤真人君。

○3 番（加藤真人君） 皆さん、おはようございます。

きょうから一般質問ということで、3 番議席、加藤真人が一般質問をさせていただきます。

9 月に入りまして、20 号、21 号の台風がありまして、木曾岬町においても大変御苦労な面がありまして、役場の職員の皆様方には大変お忙しい中でありましたけれども、住民の皆様のためにしっかりと御活躍していただきましたことを本当にありがとうございます。

それから、ただいまより質問に入らせていただきます。

インフラ施設に対する安全対策ということで、インフラ施設は社会基盤としまして、道路・通信・上下水道施設の安全性を確保していく必要があると思います。インフラ施設は町の大切な資産でもあり、自然災害により損傷するリスクがあり、地震、台風、大雨、洪水などの災害のリスクがあります。全国各地においても災害が多く発生しています。町内においてもいつ起こり得るかもしれません。そういう事態に遭遇した場合、町としてどのような対策を考えられておられますか。

まず、堤防道路に対して、ハード面ではある程度できているかなとは思いますが、ソフト面に対して、もう少し考えていかなければならないかと思っております。また、上下水道に対しては、町内の下水、水道に対して、施工後数年たちますし、大分老朽化が進んでいると思っておりますが、どのような対策で対処しておられますか。

水道に対しては、町内において入れかえなどが行われておりますが、災害対策に対して万全な対策がなされておられますか。従来の方ですと、ビニール管の接合方法という形が一般的でございます。地震・水害対策を考えた場合、今回北海道の液状化現象など、特に木曾岬町としてはそういう災害に一番面することが多いかと思われそうですが、ポリエチレン管による電気融着による方法などは考えておられませんか。

以上のことをお聞きいたします。

○議長（伊藤好博君） 3 番議席、加藤真人君の質問に、町長、お答え願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） どうも、皆さん、改めて、おはようございます。

ことしの夏は連日40度を超えるような大変な酷暑が続いておりましたが、そのことしの夏もようやく季節の変わり目を迎えまして、このところ、秋らしさをめっきり感じるようになってまいりました。

そうした中、平成30年の第3回の町議会定例会が去る9月6日に招集、開会されまして、今期定例会には執行部として14議案提出をさせていただきまして、補正予算案及び条例の制定案並びに平成29年度の各会計の決算などを御審議願っているところでございます。

本日は、一般質問日を迎え、5人の議員の方から御質問をいただいております。それぞれ通告に沿って誠意を持って御答弁を申し上げますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず、ただいまの3番議席、加藤真人議員のインフラ施設に対する安全対策についての御質問に対し、御答弁を申し上げます。

私たちの安全で快適な暮らしを支える社会基盤であります道路、河川、上下水道などの公共施設は、住民の日常生活や社会経済活動上、欠くことのできないものでございます。このため、発生が危惧されております南海トラフ巨大地震や、西日本を中心にこれまで経験したことのないような大雨を記録した平成30年の7月豪雨を初めとする、近年、全国各地で頻発、激甚化している大水害、大災害への備えとして、公共施設の計画的な安全対策は、議員御指摘のように、極めて重要であると考えているところでございます。

まず、1点目の御質問でございます、堤防道路のソフト面の対策について御答弁を申し上げます。

堤防道路は、正確には国土交通省が木曾川を管理するための管理用道路でございまして、町道木曾川線として占用利用をしているものでございます。基本的に、道路面は町が、また、堤防のり面も含めた堤防本体は国が維持管理することとなっております。

したがって、本来、堤防のり面の除草などは国がみずから実施するところでございますが、現在、当町では、堤防除草を国から町が受託いたしまして、さらに、実際の作業は、町から地元自治会や、あるいはシルバー人材センターに再委託する形態をとっております。これは、町民の皆様にとっても大切な施設である木曾川堤防の除草作業に地域の方々が直接携わっていただく中で、堤防への愛着や良好な地域環境が育まれることを目的といたしておりまして、今後も、国と調整をしながら、この取り組みを継続していきたいと考えているところでございます。

また、舗装面につきましても、全体的には比較的良好な状態と判断をいたしておりますが、部分的には修繕が必要と思われる箇所もございまして、適宜対応させていただきながら、引き続き、ハード、ソフト両面から、安全で快適に御利用いただけるように努めてまいりたいと考えております。

次に、老朽化してきているのではないかと御指摘の下水道施設の対策についてでござ

いますが、当町の下水道施設は、北部地区クリーンセンターの平成元年4月を最初に、順次各処理場が供用を始めまして、最後に、東部クリーンセンターが平成5年の11月に供用をいたしたところでございます。

下水管は、その素材の大部分が塩化ビニール製品でございまして、40年とされる耐用年数を経過していませんが、処理場内の器具類やマンホールポンプなどの施設関係は一般的に15年とされる耐用年数を大幅に経過いたしており、特に電気・機械設備の故障、修繕の頻度は年々増加する傾向にございます。

こういった状況の中で、町では、適正な維持管理による下水道サービスを維持、確保するため、限られた財源の中で長寿命化計画に基づいた各種施設の計画的な修繕、更新を進めております。平成30年度は、2カ年工事による東部クリーンセンターの電気設備の更新に着手したところでございますが、今後は施設の耐震化についても、その進め方も含めた議論、検討が必要と考えております。

最後に、上水道管の災害対策についてでございますが、町では、木曾岬町第5次の総合計画に基づきまして、現在、老朽管の更新を順次進めておるところでございまして、本年度は源緑輪中地内などで約450メートルの布設替え工事を予定いたしております。

管と管の接合方法でございますが、現在、町では硬質ポリ塩化ビニール管の代表的な継ぎ手方法でございますRR工法を基本に用いておりますが、この工法は、接続部にゴム輪をつけてビニール管を差し込む方法で、一度装着すると簡単には抜けないとされており、耐震性能についても一定の適合性が整理されているものでございます。

ポリエチレン管による電気融着による方法は、継ぎ手部に電熱線が組み込まれておりまして、通电することでポリエチレンを溶解し一体化させる継ぎ手方法でございまして、地震対策の1つとされてはいますが、一般的なRR工法に比べ高額であることもあり、現時点での採用予定はございません。

町といたしましては、まずは老朽管の更新を最優先としながらも、費用対効果も含め、新工法採用による耐震性能の向上などの検討も必要と考えております。あわせて、災害時における飲料水確保のため、耐震性貯水槽などの維持管理や、県などとの広域連携の強化も図りつつ、引き続き安全な水の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

以上のことを申し上げ、インフラ施設に対する安全対策についての御質問に対する御答弁とさせていただきます。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 加藤真人君、よろしいでしょうか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（伊藤好博君） どうぞ。

○3番（加藤真人君） 道路問題についてというか、堤防道路に対しては国と県がということ、それを移管されて町が管理しているということでございますが、一般住民の方が除草などをやられておられるわけですけれども、作業される人の安全対策の面はどのよう

に処置されておられるのでしょうか。

それと、下水道については平成元年からということで、まだ30年未満ということで、まださほど考えておられないようですけれども、木曾岬町の場合、かなり本管自体が深い位置に入っているということもあって、軟弱地盤の中で、今の深い中で、災害というか、何か起きた場合、次の手当として作業する場合、非常に作業がしにくいと思うんです。そういうことを考えた場合、その辺のところの対策というのはどのように対処される予定でございませうか。

もう一つ、上水道につきまして、今、ゴム輪つきということで町長の御答弁でしたが、近郊の市町村、また、全国的に今ポリエチレン管の融着方法というのがかなり普及しております。2000年の前半からずーっとポリエチレン管ができてきて各地区でやられ、国交省の関係なんかですと国道下、県道下というのはほとんどポリエチレン管で、浅型で工事ができるということで、確かに材料自体はビニール管よりも高いかもしれませんが、作業能率から言った場合、その辺のところそんなにむちゃな差額が出るとは考えられないと思うんですけれども、その辺のところはどのように考えておられるかと。

特に、また木曾岬町のようなところ、軟弱地で液状化が一番起きやすいというか、高潮も確かに心配ですけれども、液状化のほうが、もっと木曾岬町にとっては心配なところではないかと思っています。

そういう面でも、ゴム輪方式というのはやっぱり抜けるということもありますし、融着方法ですと管自体も軽量であり、浅いところで済むという、そういうことで伸び縮みがあるという、そういうことも考えた場合、少々リスクを背負ってでもそういう方法でやっていったほうが、耐用年数の面からも、維持管理の面からもいいのではないかとと思われるんですが、その辺のところはどのように考えておられますか、お聞きしたいです。

○議長（伊藤好博君） 3番議席、加藤真人君の再質問に対して、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 加藤真人議員の再質問、それぞれ堤防の作業、あるいは下水にしる上水にしる、復旧作業のときのいわゆる安全対策を御心配いただき、御指摘をいただいておりますし、上水道のことにつきましても御指摘がございました。それぞれ担当課長のほうから具体的に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○建設課長（浅野 覚君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 浅野建設課長。

○建設課長（浅野 覚君） 先ほどの御質問に対して御答弁を申し上げます。

まず、1点目の堤防除草の安全対策についてでございます。

この取り組みは、実は平成16年度から取り組んでおりまして、町長の答弁にもございましたとおり、本来国のほうで直営で実施するべきところを町が受け、さらには地元のほ

うへ再委託するといったこの取り組みについては、国土交通省としましても、地域の皆様に携わっていただくということで非常に好取り組みというような評価もいただいているところで、今後も続けていきたいと考えているところではございますが、安全対策につきましては、例年、年度初めの実際に作業に入らせていただく前に、区長様に対しまして説明会を実施しております。その中では、当然事務手続的な流れであるとか、作業内容の確認も含めまして、安全には十分注意いただくようお願いをしているところでございます。

しかし、一方で、参加者の高齢化も含めて、なかなか対応は難しいといった声もございますので、その辺は安全対策も含めて個別に協議していきたいなというふうに考えております。

それから、下水も本管につきまして、当町は軟弱地盤であるということ、実際埋設している管が深いということもあって、何か対策を考えているかといった御質問でございますが、おっしゃるとおり、本管については比較的と申しますか、深いところへ入っているところが多数ございますが、これにつきましても通常の施工の中で対応せざるを得ないかなというふうには考えています。

それから、最後にございました水道管の耐震化ということで、全国的に近年ポリエチレン管による布設が多いというお話の中で、町としてはどうかというお話でございますが、まず、そもそも水道管の布設につきましては、水道本管である基幹管路というものと、いわゆる枝線的な配水支管というものがございます。国交省のほうからは、配水本管である基幹管路については、重点的に耐震化を進めてきたという声もございます。ただ、一方で、配水支管についても、そういった対策については検討する必要があると言われていたというものの、まずといったときに、まず本管のほうの重要度を議論されているところでございます。

それで、本管の、要するに基幹管路の耐震の進捗であります耐震適合率でございますが、これは今、平成28年度で全国値で言えば38.7%という状況でございます。木曾岬町町内につきましては、これは11%とあります。この11%の分なんですけど、実は県道の下に入っているものが全てで、これがポリエチレン管であるとか、ダクタイル鋳鉄管という耐震に対応するものとなっていますが、この主目的は、耐震というところもちろんあるんですけども、漏水であるとか、そういった維持管理の面も含めた中での、県のほうからの占用条件ということもあります。

そういったことがありますので、まずは本管を更新していくときには当然、そういうポリエチレン管であるとか、耐震というに対応すべきようなものがあると思うんですけど、支管につきましては、今RR継ぎ手と申しましたゴム輪継ぎ手につきましても、一定の耐震に対する性能があるという評価もございますので、繰り返しになりますが、配水の支管、枝線につきましては、引き続きこういった対応をしていきたいと。

ここの裏には、水道会計もそうなんですけど、非常に厳しい財政状況にもあるという中で、

しかも、老朽管が進んでいるという中にありますので、まずは老朽管の更新を積極的に進めたいという中で、耐震についても議論していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと考えます。お願いします。

以上です。

○議長（伊藤好博君） 加藤真人君、よろしいでしょうか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 今、上下水道の面で、とりあえずは今の工法でやられるということでございますけれども、2000年から今回までぐらい、各地で災害が起きておりますけれども、その中で、やっぱり今のポリエチレン管施工でやってある地区というのは、災害においても無傷であるという実績が出てきております。そういう面からも、お金はかかるものの、やっぱり将来的に見据えた場合、そういうことをやっぱり検討し、せっかく入れかえるものであるならば、そういう方法というか、そういう形にしていっていかないとはい思いますが、その辺のところはどうお考えでしょうか。

○建設課長（浅野 覚君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 浅野建設課長。

○建設課長（浅野 覚君） 確かにいろいろな考えがあると思います。確かにポリエチレン管と申しますか、耐震のお話は、さかのぼるところは阪神・淡路大震災の後からこういった議論がなされてきて、東日本大震災の後、加速したというところがあるかと思えます。

繰り返しにはなりますが、木曾岬町内の水道管は全体で延長約65キロ、6万5,000メートルほどあります。その中で、実はもう20年を経過したもののというのが5万メートルを超えて、全体で約80%ございます。さらに、40年を超えるようなものが18%、約1万2,000メートルあります。

こういった現状がある中では、やはり費用対効果も含めた議論かなというふうに考えておまして、もちろん議員御指摘のとおり、耐震化の議論については慎重な議論が必要だと思えますが、この辺の、繰り返しになります、費用対効果も見ながらの議論を進めたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（伊藤好博君） どうぞ。

○3番（加藤真人君） 次の質問をさせていただきます。

南部幼稚園・保育園の跡地利用にということで、今、南部幼稚園の跡地は大変交通の便もよく、立地条件もよい、そして、駐車場も確保されているという、この施設を放置していくことは大変に寂しいことだと思います。町として、この施設をどのように利用してい

くか、考えをお聞かせいただきたい。

また、現在、社会福祉協議会が町の中央部で営業されておりますけれども、社会福祉施設の中を何度ものぞかせていただいた中で、職員数の割に事務所内が非常に狭い、机ばっかがあって身動きがすごくしづらいという状況を目にしておりますし、また、身障者の方々が作業されておまして、また、道路を横断されて作業されるということもあり、非常に危険な場所ではあるかなということも思います。

そういった面で、南部保育園の跡地ですと、そういう危険性もないし、広さも十分に確保できるということから、そういう方法も考えられてはいかがかと思うんですが、その辺のお話をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤好博君） 3番議席、加藤真人君の質問に対し、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、次に、2点目の南部幼稚園・保育園の跡地利用についての質問に対し、御答弁を申し上げます。

中部幼稚園・保育園と南部幼稚園・保育園は、統合後、5カ月余りが経過をいたしておるところでございますが、廃止となりました南部幼稚園・保育園の跡地利用につきましては、既存施設及び駐車場などを有効に利活用することが可能な施設利用を検討し、経済的かつ効率的な施設運営を目的に、関係機関や庁内の内部で協議を重ねているところでございます。

また、南部幼稚園・保育園の跡地は、住民の皆様が必要とする公共施設を検討するため現段階までの状況といたしましては、御指摘のように建築後37年ほど経過し、施設が老朽化いたしております輪心乃里施設につきましても協議をしておるところでございますので並行して、引き続き関係機関及び役場庁内の内部において、協議、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

協議、検討後において、議会の全員協議会や、あるいはまた、まちづくりプロジェクト審議会等々にお諮りをさせていただいた上で、施設利用の方針を決定し、早期の開設に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます、加藤真人議員の南部幼稚園・保育園の跡地利用についての御質問に対する御答弁とさせていただきます。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 加藤真人君、よろしいでしょうか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 今、町長のお話がありましたように、協議されているということでございます。

また、南部幼稚園のほうへ仮に移動された場合というか、今の輪心乃里の跡地というの

はどのような形を考えられておられるのか、どういう利用方法をされるかなということと、今、こういう公共施設が一極集中というか、中央に集中しております。そういうことも考えた場合、やっぱり地方というか、離れたところにあるのもその活性化ということを考えて場合、有効かと思われまますので、ぜひとも公共施設を町内で近いところでもんではらけた形で運用していただければ、全体に活性化が見られるんじゃないかと思われまますが、その辺のところを考えた中で御協議していただきたいと思われまますが、どうでしょうか。

○議長（伊藤好博君） 御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 加藤眞人議員さんの今の輪心乃里施設を南部の施設に移転したら、あと、輪心乃里の施設をどうするんだということでございます、そういった御質問だったと思うんですが、そこまでの議論までには至っておりません。当然いろいろこれからの議論の中でそういったことも入ってくるかと思われまますが、現時点ではそこまで限定といわれまますか、前提での議論には至っておりません。

当然議員御指摘のようなことも念頭に置いた議論は必要になってくるかと思われまますが、まだそこまでは至っておりませんということでございます。御理解のほどをよろしく願われまします。

○議長（伊藤好博君） 加藤眞人君、よろしいでしょうか。

○3番（加藤眞人君） 町長のほうから、まだそこまでの考えはされていないということですので、今後、住民サイドの御意見なり、使用されている皆様方の御意見などを参考にし、よりよい使い勝手のいい施設というか、そういう方法を考えて進めていっていただきたいと思われまます。

これにて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤好博君） 答弁はよろしいですか。

御苦労さまでした。

続きまして、8番議席、中川和子君の質問を許しまます。

登壇の上、願われまします。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番、中川和子君。

○8番（中川和子君） おはようございます。

第3回の定例会におきまして、通告に従って一般質問をいたしまます。

まず、第1点目ですが、訂正をしていただきたいんですが、特別の教科で括弧がついてるんですが、特別の教科、あけて、道徳のところでは括弧にしたいと思われまますが、よろしく願われまします。

特別の教科、「道徳」の中学校教科用図書の採択に当たって。

1、昨年度の小学校に続き、今年度は中学校の道徳の教科書の採択が行われました。当町の教育委員会では、採択審議について、昨年初めて公開、傍聴可となったことは大きな前進であったと言えます。しかしながら、今年度は再び非公開、傍聴不可になってしまったことはまことに遺憾に感じています。なぜこのようなことになったのでしょうか。

2番目、展示期間最終盤によりやく出そろった8社の教科書が図書館の展示コーナーに置かれ、意見を書くよう促されていました。意見用紙には氏名記入欄がありますが、何のためでしょうか。

3番、教科書教材の活用に当たっては、他の教科と同じく、教科書をではなく、教科書で教えるとするのでよいでしょうか。

4番目として、文部科学省が道徳の教科は数値化してはいけないと言ってきたにもかかわらず、生徒に数値で自己評価させるという教科書が8社中5社、3社は文章表現でという形をとっています。いずれにしても、これらは学習指導要領の趣旨に反していると言えないでしょうか。

以上、4点について、当局の見解を求めます。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君の質問に対し、教育長、御答弁願います。

○教育長（山北 哲君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 山北教育長。

○教育長（山北 哲君） 8番議席、中川和子議員の特別の教科道徳の中学校教科書の採択に当たっての御質問に対して、御答弁を申し上げます。

まず、1つ目の、今年度再び非公開、傍聴不可にしたのかという御質問に対してでございますが、昨年度は初めての道徳の教科ということで皆様の関心が高いことから、木曾岬町教育委員会では採択審議の公開に踏み切ったわけでございます。

しかしながら、教科書採択協議会の北勢第1地区、この北勢第1地区は桑員の4市町で構成されておりますけれども、他市町では昨年度も全て非公開の措置がとられました。今年度につきましても全て非公開の方針が示されておりました。

このような状況の中で、本町も他市町と足並みをそろえ、静謐な審議環境の確保に努めるために非公開という判断をさせていただいた次第であります。

次に、教科書展示コーナーに置かれた意見用紙に氏名記入欄があったのは何のためかという御質問に対してでございますが、北勢第1地区としましては、採択協議会の中で皆さんの御意見をいただく、それを意見具申という形で大変重く意見内容を取り扱っております。

従いまして、御記入いただいた記入者としての御自身の意見に責任を持っていただくことはもちろんのこと、加えて申しますと、こんなことはなかろうと思いますが、同一人の複数意見を防止するという意図から、氏名記入欄を設けた次第でございます。

なお、今年度につきましては、氏名記入欄の箇所に、差し支えなければ御氏名を御記入

くださいという一文を添えさせていただいてあります。来館者の皆様に抵抗なく御意見を記入いただけるよう、工夫をさせていただいたところであります。

次に、教科書教材の活用に当たって、他教科と同じく、教科書をでなく、教科書で教えるとするのでよいかという御質問に対してでございますが、教科書の法的な使用義務を踏まえまして、特別の教科の道徳におきましても、教科書の使用を通して幅広い子どもたちの学びへと踏み出していくことが求められております。従いまして、議員御案内のとおりであると考えております。

最後に、数値や文章表現での自己評価が学習指導要領の趣旨に反していると言えないか、こういう御質問に対してでございますが、議員御指摘のとおり、学習指導要領において特別の教科道徳の評価は数値による評価ではなく、記述式とすることが明記されております。

しかしながら、生徒の側から見れば、みずからの成長を実感し意欲の向上につなげていくためには、数値であれ、文章表記であれ、自己評価は必要不可欠なものであり、学習活動の中に当然位置づけていくべきものであると考えております。さらに申し上げますと、学習指導要領の中でも生徒が行う自己評価について、効果的に活用し、学習活動を深めていくことが重要であると示されております。

従いまして、生徒に自己評価させることが学習指導要領の趣旨に反しているという認識はございませんので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君、よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） まず、1点目の公開のことですが、非公開の方針が今年度は図られたというのですが、議事録を拝見しますと、採択協議会では昨年も第2回の採択協議会是非公開とする、ことしも同じような答弁でしたが、ただ、原則公開とせよという国からの方針は出ています。

まず、非公開の方針がどこで出されたのかなというのを確認したいのと、非公開であれば静謐な審議状況が保たれるということですが、傍聴人がそこで何かを妨害しようとか、何か妨害があるというようなことをお考えでそのようなことをおっしゃっていらっしゃるのでしょうか。

まず、採択基準の原則公開とすることと、非公開方針がどこで決められたかということをお伺いしたいと思います。

それから、意見用紙の意見記入欄、差し支えなければということで、責任を持って意見を書いていただく、同一人物が複数回答しないようにという、そういう考えもわかりませんが、翻って反対の立場から考えてみますと、そこに記入したことによって、書いた人に何か影響があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。意見具申も非常に重く受けとめていらっしゃるということでしたが、そのあたりとの関係を伺いたいと思います。

意見具申ですが、昨年は小学校での初めての道徳の教科書採択で、展示会に足を運ばれた方も多くて、意見具申もそれなりにありましたが、ことしは中学校は初めてなんです、去年に比べて展示会に足を運ばれた方も少なく、意見具申も少なかったのが非常に残念ですが、そのうち氏名記入があったのは何件ぐらいでしょうか。

それから、教科の問題ですが、今回特別の教科ということで道徳が上げられたわけですが、教科といってもほかの教科と違って、教師は無免許で道徳を教えることになりましたが、そのところを教育委員会ではどう考えていらっしゃるのでしょうか。

それから、生徒による自己評価は、生徒の発達段階なんかに即して不可欠であると、それと、学習指導要領にも効果的であるということが言われておりましたが、今回、当町も加わっている北勢第1地区協議会で採択されたのは日本文教出版社の教科書ですが、教科書のほかに別冊ノートがついており、教材ごとに5段階で生徒が自己評価をして、他の教科書にはない保護者記入欄までついています。

これはほかの方に見せることを前提につくられているのではないかと考えますが、これはいかがなものかと思いますが、まず、それだけお願いします。

○議長（伊藤好博君） 最後の質問ですが、中川君、いかがなものというのは、どういう意味合いですか。最後の質問ですね。

○8番（中川和子君） ですので、別冊ノートに教材ごとに5段階で生徒が自己評価をして、保護者記入欄までついているということに対して、これはほかの人に見せることを前提につくられているので、これは生徒の内心の自由を侵すものではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君の質問に対し、御答弁願います。

○教育長（山北 哲君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 山北教育長。

○教育長（山北 哲君） たくさん御質問いただきましたので、漏れがありましたらまた御指摘いただきますようお願いいたします。

まず、1点目の非公開の方針はどこで決められて、どういう根拠で非公開にしたのかという御質問でよろしいでしょうか。

これは国のほうが3月30日付の文書で、教科書採択における公正確保の徹底ということで、文書通知が来ております。その中で、教科書採択については外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく静謐な環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われるように努めてくださいよと。どういうことかということ、木曾岬町として、そういうことも留意しながら公開に踏み切るのか、あるいは非公開としていくのか、判断しなさいよというようなことだと思います。

昨年の小学校の道徳については静謐な環境で行われなかったのかということ、そういうことではなくて、静謐な環境で行われたとは、私は思っております。

ただ、北勢第1地区の採択協議会は、そこでの8社の中から1社が候補として決定されます。それがそれぞれの市町に持ち帰りまして、それぞれの委員会で、じゃ、それをどうしていくのかということその委員会で決定していくわけです。そうすると、それぞれの市町の委員会の中では委員会の日がまちまちでございます。そういう中で、例えば1つの市町が公開に踏み切り、そういうような中身がいろいろ漏れていく中で、ひょっとすると他市町へのそういうような傍聴の中でいろいろと疑義が生じることはないかということも実は危惧したところでございます。

そして、何はともあれ、木曾岬町も北勢教育地区の第1協議会の構成ですから、全体の中でのバランスをやっぱり考えて、こういう非公開でいくのがいいんじゃないかと。

ただ、全国的に見て、そういう教科書採択を公開にした場合に、非常に静謐な環境でできない状況があったのかといいますと、これは新聞の報道ですけれども、ある市では、傍聴の限られた人数に対して非常に多くの方が希望されて、大変混乱を招いたというような状況もありましたので、全体的なことを勘案して非公開でいこうということを私が判断いたしました。

それと、傍聴人の氏名を書いた人に何か影響があるのかということですが、木曾岬町として、教科書について、皆さんから御意見をいただくために公開の期間を設けておりました。その間に約20名の方が教科書をごらんいただきました。御意見をいただきましたのは1名でございます。

それと、道徳の教科について、指導する場合に教員が免許を持っていないで大丈夫なのかということですが、当然道徳の教科に対する免許状というのは出しておりませんので、全て先生方は道徳の教科についての免許を持っておりません。

ただ、道徳の教科については、国のほうからも、要は子どもたちがいかに成長したかを積極的に受けとめながら子どもたちのまずは個人内評価をしましょうということですね。だから、1つの取り組みに対して、あなたは5、4、3、2、1の5ですよとか、また、別の項目では何々ですよということではなくて、1年間子どもたちを先生たちが指導していく中で、子どもたちが子ども自身でどのように成長したか、そういうようなことを評価していきましょう、それは数値評価ではなくて、文章として評価をしていきましょうということになっております。

これは御質問になかったかと思いますが、高校入試に対して評価がこれだけということが、道徳では内申として上がっていくものではございませんので、あくまでも子どもたちの成長について記録をしていくんだと、そういうことも留意しながら、先生方は子どもたちに道徳の指導にかかわっていただくということで、道徳の指導におけるさまざまな研修会というのはこれまでも持ってきておりますし、これからも研修については機会を設けていきたいと思っております。

あとは、教科書は日本文教出版のにはなったんですけれども、この記入欄に1、2、3、

4、5って自分で丸をつけるようなところがあるんですけども、これがほかの者に見せるような前提でやるかということでは、これはそういう前提であるのか、あるいは前提でないのかというのは、私はわかりませんが、当然子どもたちは自分が1時間で学習したことについて、自分としてどこまで理解できたのかなというようなことについては、教員が子どもを評価するのではなくて、子ども自身が自分で評価する場合には、数値であろうと、文章表記であろうと、子どものこれからの学習の振り返りということで関していけば、御質問の中でありましたように、趣旨に反するものではないという認識をしております。

あと、漏れがありましたらまた御質問ください。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君、よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 1点目の公開のことですが、教育長の判断でされたということで、全国的に混乱しているような状況もあったということですが、これはやっぱり関心の高さを示していることの1つのあらわれではないかと思えます。

各教育委員会が日にちがまちまちで、その中で情報がどのように伝わっていくかわからないというようなことも言われましたが、今の時代、ネットで既に情報が流れているようなところもあります。だからいいというわけではありませんが、なるべく開かれた採択に努めるという採択基準の観点から言うと、昨年、当教育委員会が英断をされたのはすごく評価します。

ただ、採択協議会、ほかのところとの関係で一致して、ことしは非公開、傍聴不可になったということは非常に残念です。

今、いろんなことで情報公開というか、いろんなところで情報はなるべく公開するよというふうなこともある中で、また、教科書採択は来年度以降も続いていくわけですので、ぜひ採択協議会の中でも、次の採択協議なり教育委員会での公開、傍聴ができるように、開かれたものとなることを強く要望いたします。

それから、意見具申ですが、当町では1人ということでしたが、全体ではどれぐらいあったのかという確認をしたいと思います。差し支えなければということで記入を求めたということですが、ほかのアンケートと同じよという言い方はちょっといけないかもしれませんが、記名をなしにしても今後いいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

それから、指導要領の趣旨に背いているとは思わないということで、それから、生徒が自己評価をして保護者記入欄までついていることが他者に見せることを前提につくられていないかということに対して、前提かどうかはわからないということをおっしゃいましたが、保護者記入欄だけではなく、採択協議の協議事項の中で、先ほど生徒があくまでも自己評価をするためのものだというをおっしゃられましたが、採択協議の審議の中では、

教師が集めるという点で使いやすい、それから、評価のときに教科書を回収するのはとても大変、別冊のノートがあるとそれを提出させて、ちょっと中略しますが、できる限り正しい評価につなげるためにも、これしかない、このノートは有効な評価の手だてになる、教員が評価をしなければならないという点であったほうがよいと、提出を前提にされているというところに、私は非常に危惧を覚えました。これも先ほど言ったように、子どもの内心の自由の領域に踏み込むものではないかと思えます。

子どもたちにとって有益で、また、北勢第1地区の子どもたちが使うにふさわしい教科書をと採択協議会ではうたっていました、先ほどの別冊ノートの評価の関係で出された意見を見ると、大人にとって都合のいいものになっているような感じを受けました。

別冊ノートは、先ほど教育長も言われたように、あくまでも子どもたちの心の成長の記録であって、提出を強要するものではあってはならないと考えます。ましてや、教師の評価の目安にするのであれば、そこにはそんなくされた答えが用意されるかもしれないということも十分に考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君の質問に対し、御答弁願います。

○教育長（山北 哲君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 山北教育長。

○教育長（山北 哲君） 議員が議員の思いをるる御説明、述べられましたけれども、そういう思いの方も私はあると思えます。指導していくに当たっては、いろんな方の御意見というのがあるあると思えますけれども、要は道徳の教科書として道徳が教科化されて、それを用いて子どもの心を鍛え、成長を促すような指導をやっていくわけですから、十分そのようなことを配慮しながら先生たちが子どもの指導に携わっていただけるように、これから心して学校へ指導してまいりたいと思えます。

あとは、全体で、北勢採択協議会の中での意見の数ですけれども、これについては、私、すぐに正しい数を申し上げることができませんけれども、北勢第1地区の協議会の協議内容については全て公開するようにしておりますので、もしお急ぎでなければそれをごらんいただくか、お急ぎであるようなら、また休憩時間を利用して数は調べて、後ほど御報告させていただくということで御容赦を願いたいと思えます。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君、よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 意見用紙の記名記入欄は、できればなくしてもいいのではないかとということも質問させていただいたと思えます。

それで、確認ですが、日本文教出版の別冊ノートに関しては、教師が評価の手だてにするためのものではないかという危惧をうたっているもので、これはあくまで子どもの自己評価で完結されるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（山北 哲君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 山北教育長。

○教育長（山北 哲君） 意見の氏名欄の記入につきましては、今回は氏名をよろしければご記入くださいということで付記させてもらってありますけれども、来年度以降の教科書採択についても御意見を頂戴する場合に、北勢第1地区としてどうしていくのかなということはきょう御意見をいただいておりますので、再度、北勢第1地区の中で木曾岬町として意見を申し上げて、北勢第1地区としてどうするかということを決める方向で考えていきたいと思っております。

もう一点は、同じようなことで先ほど御答弁申し上げたことと同じかなと思うんですけども、どこか違うところはありませんか。

○8番（中川和子君） ですので、別冊ノートはあくまでも子どもの心の成長の発達を自己評価するということで完結させて、提出は強要してはいけなないと考えますが、そのところをお願いいたします。

○教育長（山北 哲君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 山北教育長。

○教育長（山北 哲君） 議員がおっしゃるように、子どもの育ちを指導者が見ていく1つの資料として、それは見る場合もございますので、別冊ノートを必ずしも出させてはいけないということは、私はないと思っております。

ただ、そのときにあくまでも、例えば子どもに対して数値がこうやってなっておるけれども、なぜなのかという具体的な質問をする場合も、子どもがどういう学びの中でそこら辺へ行ったのかということは十分配慮しながら、子どもとの対話になると思っておりますけれども、子どもの理解度を見ていこうと思っておりますと、何らかの冊子を見るという行為は、だめということは僕はできないと思っております。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君、よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 検定を通った8社の教科書のうち3社は、一切そういうものを設けていない教科書会社もあります。本来なら、そのような教科書を採択していただきかったことを最後に申し上げます。

では、2番目の表現の自由と図書館の自由についてを質問いたします。

今回、当町教育委員会に提案をされたおはなしボランティアによる図書館での紙芝居、『はだしのゲン』が上演不許可になったことは、憲法第21条が保障する表現の自由の侵害に当たるのではないのでしょうか。

さらに、不許可とした判断の過程、結果などは、日本図書館協会図書館の自由委員会が宣言した図書館の自由の観点からすると、公開をされ、透明性の確保に努めるべきではな

いのでしょうか。

以上、2点について、当局の見解を求めます。

○議長（伊藤好博君） 8議席、中川和子君の質問に対して、教育長、御答弁願います。

○教育長（山北 哲君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 山北教育長。

○教育長（山北 哲君） では、2点目の表現の自由と図書館の自由についての御質問に対して御答弁を申し上げます。

まず、紙芝居『はだしのゲン』が上演不許可になったことは、憲法第21条が保障する表現の自由の侵害に当たるのではないかという御質問に対してでございますが、木曾岬町の図書館では、紙芝居や読み聞かせを実施する場合には事前に書籍の内容や方法を確認し、読み聞かせをいただく方と協働しながら来館者へのサービスを御提供させていただいております。

今回の『はだしのゲン』は、原爆による被害の描写が過激であり、物事を総合的に捉え判断する力がまだ十分でない子どもにとって過激な描写だけが印象に残るなど、与える影響が大きいのではないかということで、ふさわしくないと考え、紙芝居の上演の許可をできないという判断をいたしました。

しかしながら、このことは、『はだしのゲン』という特定の書籍を排除するものではなく、憲法第21条の表現の自由の侵害に当たるという認識はしておりません。

次に、不許可として、判断の過程、結果などは、日本図書館協会が宣言した図書館の自由の観点からすると、公開され、透明性の確保に努めるべきではないのかという御質問に対してでございますが、前段でも御答弁申し上げたとおり、このたびの判断は特定の書籍を排除するというものではございません。

したがいまして、表現の自由に当たるという認識はしておりません。図書館の自由に関する宣言の趣旨に反するものではないと考えております。これからも憲法第21条表現の自由や日本図書館協会による図書館の自由に関する宣言を順守いたしまして、開かれた図書館運営に努めたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上のことを申し上げまして、表現の自由と図書館の自由についての御質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君、よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 憲法第21条表現の自由の侵害には当たらないという御答弁でしたが、5月の3日、4日、5日とおはなしボランティアによる読み聞かせが行われましたが、そのときのおはなし会とか読み聞かせ会でされる内容は事前に把握されていたのでし

ようか。

それから、そもそも不許可にした理由を文書で回答してくださいということがあったにもかかわらず、口頭でしか伝えないというのはなぜだったのかということを知りたいと思います。

それから、図書館でやるものについては内容を検討して判断したということですが、紙芝居の内容、原爆が過激であると、過激なことが実際に73年前に行われたという事実があります。紙芝居からそのようなことしか読み取っていただけなかったのは非常に残念ですが、中には、広島でずっと原爆被災者の語り部の会を開いていらっしゃる方が、私は勘違いをしていたと、『はだしのゲン』は原爆の悲惨さや反核、反戦の内容だと思っていたが、麦のようにたくましく生きるゲンの子どもの姿を描いているというようなことも言っていました。

それから、上演不許可の理由として、当町だけの判断だけではないと考えますが、弥富と桑名の図書館にも聞いたところ、判断の一考にしたということを言われましたが、私がお尋ねをしたところ、弥富ではそういう申し出があったら保留をする、それが桑名では、紙芝居の内容を知らないので内容がどうのということはないと、教育委員会から伺った話とは違っていましたので、再度、そここのところの考えをお聞かせください。

とりあえず、それだけにしておきます。

○議長（伊藤好博君） 御答弁願います。

○教育長（山北 哲君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 山北教育長。

○教育長（山北 哲君） 細かい内容については図書館長である学校教育課長がお答えすると思いますが、中川議員が『はだしのゲン』について読み聞かせをしたいというような申し出があったときに、図書館の司書を通じてうちの図書館の担当の者のほうへ相談がありました。そのことについて、近隣市町の状況についても十分聞くなりしながら、きちんと申し出については丁寧にお答えできるようにしてくださいよということで、多分担当のほうから近隣の市町の図書館についての問い合わせをしたと思います。

そんな問い合わせをした内容で、問い合わせして回答いただいた中身については、また、うちの担当のほうから中川さんにお答えした内容と、中川議員さんが二、三、今の御質問を聞いていると、他市町の図書館で聞かれた内容と若干ずれがあるというようなことですけれども、その辺のところについてはどのようなずれなのかは、ちょっと私はお答えしかねますけれども、ここら辺のところは、うちが聞き取った内容については図書館長が持っておりますので、また図書館長のほうからもあろうかと思えます。

あくまでも本来の質問の趣旨である表現の自由とか云々とかということには、うちは抵触はしていないつもりですと、図書館の『はだしのゲン』の中身について、今おっしゃったように原爆を否定だけじゃなくて、子どもが麦のようにたくましく生きている姿も当

然描かれていると思いますけれども、あくまでも私どもは、この図書館の中で十分いろいろなことが判断できないことを読み聞かせをすると、小っちゃな子も来ますので、そういうことを配慮して、今回、読み聞かせについては御遠慮していただきたいと。

ただ、『はだしのゲン』については、木曾岬町の図書館にも、小学校にも、中学校にも、絵本ではありませんけれども、シリーズとしてきちっと配置をさせていただいてありますので、そこら辺のところについては御承知おきをいただきたいと思います。

あとは、残りについては、図書館長のほうからお答えさせていただきたいと思います。

○教育課長（伊藤正典君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤教育課長。

○教育課長（伊藤正典君） まず、1点目の5月の読み聞かせの関係で事前に把握していたかという内容でございます。

1月の開館以降、図書館が企画した読み聞かせについては、5月の連休中に1回、読み聞かせの企画をさせていただきました。内容につきましては、司書1人と図書館のボランティアによる読み聞かせをさせていただいております。そのときに読み聞かせた内容は、児童の絵本というんですか、絵本と赤ちゃん用の紙芝居をさせてもらったのと、あとは、木曾岬町にゆかりのある昔話をさせてもらったという内容でございます。

事前に読む内容につきましては、ある程度企画の中で司書と図書館長の間でどういったものを読むかというのを聞かせていただいております。

2点目の文書で回答するようにとのことが口頭であったのはなぜかということですが、議員からは、平成30年の7月4日付で町立図書館のボランティアの立場として、今回不許可の理由を文書で回答するよう申し入れ書が提出されたことですが、そのことにつきましては、翌日に口頭で私のほうから回答をさせていただきました。また、さらに、そのときに書面で回答しない理由を答えさせていただいており、再度の回答ということになりますが、図書館で実施する企画は管理者が決めるということであり、企画内容の可否を文章で答える必要はないということで考えておりますので、よろしく願います。

3点目、他の図書館について、弥富市や桑名市から聞いた内容と私どものほうから言った内容が違うというような内容ですが、『はだしのゲン』の紙芝居の上演につきましては、最終的には町の図書館のほうで判断することやと思いますが、他の図書館も参考に、図書館長のほうに、正式ではございませんが、どう思いますかというようなことを聞いてございます。

正式ではありませんので個人の主観ということになるかと思いますが、桑名市につきましても、ちょっとうちの館ではやれないなというようなニュアンスでした。また、多度、長島につきましても、同じような内容です。弥富市につきましても同じ内容ということで、全部で近隣市町4つの図書館に聞かせていただいたところ、図書館長の主観でございます。

が、ちょっとうちならやれないというようなことで聞いておりますので、よろしくお願ひ
します。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君、よろしいでしょうか。

残り3分を切りましたので、簡潔にお願いしたいと思います。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君。

残り3分を切りましたので、簡潔に御質問をお願いいたします。

それでは、どうぞ。

○8番（中川和子君） 憲法第21条の表現の自由との関連で、規制が必要であるにしても、制約は必要最小限度であるべきかと考えます。規制のほうが重視をされて、今回は事実上の禁止になってしまったことが非常に残念であります。

子どもにとって過激だというのは、描かれている中沢さんは、それでも現実に実際体験されたわけですが、それに比べたら非常にまだやわらかく描いているというようなことをおっしゃっていました。

それで、今さらこんなことを申し上げるのもぬかにくぎかもしれません、紙芝居『はだしのゲン』の上演が不許可となりましたが、見る、見ないは、来られた方の自由ですので、図書館はむしろ、『はだしのゲン』を通して人々が考え、議論する場を提供してこそ、表現の自由を尊重しているということができるとは思いませんか。

それから、私が申し入れ書を出してからかなり時間がたってから、回答というか、口頭回答をいただいたんですが、町長決裁まで行っていたので時間がかかったということですが、今回のことについて、町長はどう受けとめていらっしゃるでしょうか。

○議長（伊藤好博君） 中川和子の質問に対し、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 町長、どのように考えるかということでございますが、先ほど来、教育長が答弁をしておりますとおりでございます。それ以上私から付言することもないかと思っております。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君、よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 当町も非核平和のまち宣言をしている自治体です。その自治体で核の悲惨さを、幼い子にまでしろとは言いませんが、ある程度の年齢の方になったら、核の悲惨さを訴えていくには『はだしのゲン』は格好の題材だと考えております。これからもっと開かれた図書館になっていただくよう求めまして、私の一般質問を終わります。

〔「十分開かれております」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） ここで、一般質問は続いておりますが、暫時休憩といたしたいと思います。再開は10時40分といたします。

午前10時20分休憩

午前10時40分再開

○議長（伊藤好博君） それでは、休憩を解き、本会議に戻します。

一般質問ですが、次は、1番議席、鎌田鷹介君の質問を許します。

登壇の上、お願いいたします。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 1番議席、鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） 改めまして、皆様、おはようございます。

1番議席の鎌田鷹介でございます。

事前に提出した通告書に従いまして、質問させていただきます。

本町における防犯対策についてですが、近年、犯罪の認知件数は2002年の285万件をピークに減少の一途をたどっておりますが、高度成長期に130万件前後だった日本の犯罪認知件数は1980年ごろから増加し、1990年代から急増しました。犯罪件数が急増し始めた1995年には阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件が起こった年でもあり、安全に対する国民の不安は一気に高まりました。

こういった状況に対して、国は犯罪対策閣僚会議を設置し、各種の指針や計画をつくってさまざまな対策を講じており、身近な地域でも防犯ボランティアが活躍するようになりました。

警察庁で統計をとり始めた2003年以降もその数はふえ続け、過去の統計ではありますが、2010年末時点で4万4,508団体、約270万人が各地域で活動されております。単純計算すると、日本の人口の50人に1人が防犯ボランティアであることとなります。防犯ボランティア活動の中でも象徴的なのが、青色回転灯を装備した防犯パトロール車両、通称青パトを使ったパトロールです。

自主的な防犯活動の機運の高まりを受けて、2004年12月から可能となった取り組みですが、2010年末時点でその登録台数は3万5,000台を数え、昼夜にわたる青パトでの巡回などの取り組みが犯罪認知件数を押し下げる要因の1つとなっております。

また、防犯活動の活発化は、防犯の観点からだけではなく、地域の課題を地域で解決しようとする自治意識のあらわれとしても評価されております。

また、三重県では、誰もが安全安心に暮らせるまちづくりを実現するため、犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例に基づき、県、県民、事業者及び市町及び関係団体が相互に連携、協力して犯罪のないまちづくりを推進しており、その具体的方策を示した条例に基づく指針においては、具体的方策の1つとして、防犯カメラの設置を促進しており

ます。

防犯カメラは犯罪抑止に有効であることから、商業施設や金融機関、駐車場等での設置が進んでおりますが、その一方で、承諾のないまま自分の容姿を撮影されることや、防犯カメラで撮影された画像データの取り扱い等に不満を感じる方もいます。そこで三重県では、防犯カメラの有効性とプライバシー保護との調和を図り、防犯カメラに対する県民の不安を緩和することを目的に、防犯カメラの設置及び運用に関して最低限配慮すべき事項を取りまとめた三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを策定しました。

防犯カメラは、今や私たちの身近にあり、さまざまな場所で普及しております。スーパーやコンビニ等、商業施設に関しては万引き等の犯罪行為に対する防止策として、アパートや住宅等では不審者や侵入者への監視、道路では交通災害に関する監視等、実にさまざまな場所で使用されております。

特に増加したのは、最近多発している児童誘拐、連れ去り事件の影響から、学校の周知や通学路に設置される防犯カメラです。警察庁によると、2013年の児童の連れ去り、誘拐事件は94件発生し、これは成人を含めた全被害者の51.1%を示しております。

子どもたちを犯罪から守るため、従来は地域パトロールや防犯ブザーの携帯などで対応していたのですが、それでも被害件数が減らず、防犯カメラの導入に至ったと考えられております。また、コンビニやガソリンスタンドを初め民間の事業者が多数の防犯カメラを設置しておりますが、必ずしも子どもの安全確保を目的に設置したものではありません。やはり通学路に設置することによって、特に子どもたちを犯罪から守る効果が期待されております。

そこで、1点目に、防犯に対する取り組みとして、町民の皆様一人一人の防犯意識の向上が最も重要であると考えますが、町の防犯に対する今後の考えについてお聞きいたします。

2点目に、三重県内では四日市市、いなべ市、鈴鹿市、熊野市など、防犯カメラや防犯灯を導入する際の費用を補助する自治体もありますが、今後取り入れていく考えがあるかどうか、お聞きいたします。

3点目に、平成16年度より木曾岬小学校全児童に配布されていた防犯ブザーは、取り扱いには留意点があるものの、緊急時に声が出せなくても犯罪者への威嚇や周囲への救援など、大変効果があると考えられますが、なぜ笛になったのか、お聞きいたします。

○議長（伊藤好博君） 1番議席、鎌田鷹介君の質問に対し、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの1番議席、鎌田鷹介議員の防犯対策についての御質問に対し、御答弁を申し上げます。

まず、1点目の町の防犯に対する今後の考え方についてでございますが、現在、町が取

り組んでおります防犯対策として、代表される活動の中に夜間の防犯パトロールがございます。その実施主体はさまざまで、町の防犯委員会が桑名警察署や桑名地域生活安全協会と合同で行っているもの、また、青少年育成町民会議が行っているもの、また、木曾岬中学校PTAが行っているものがございます。また、一方、町内には2つの地域防犯活動団体がございまして、これらの団体にあつては、日常的に昼夜を問わず自主的なパトロール活動を行っていただいております。

これらパトロールのほかにも、桑名警察署管内で、特殊詐欺、忍び込み事案などの犯罪が発生した際には、防災行政無線を通して速やかに町民の皆様方に情報提供させていただいておりますし、平成29年度からは新たに導入いたしましたメール配信システムを活用して、町が入手した防犯に関する情報を配信しているところでございます。

さらに、教育委員会においては、町民の皆様には児童生徒の登下校時における見守りをお願いするとともに、学校が入手した不審者情報についても、速やかに保護者に対して情報提供を行い、早い段階での注意喚起を行っているところでございます。

このように、町ではさまざまな手法を用いて、地域住民の皆様や警察などとの連携を密にいたしまして、防犯活動、いわゆる見せる防犯活動を展開しているところでございます。今後もこれらの活動を継続的にかつ強化させつつ、さらに、有効的で新たな手段などがあれば積極的な導入を検討しながら、町内全体を見守る目の充実を図っていきたくと考えているところでございます。

次に、御質問の防犯カメラや防災灯の補助金についてでございますが、防犯カメラや防犯灯に補助金を出している自治体というのは、防犯対策の一環として、自治会や町内会が防犯カメラや防犯灯の設置や維持管理を行っていることから、その費用の一部を市町が補助しているというものでございます。

これに対して当町では、防犯灯の設置から電気代の支払い、修理費用といった維持管理に係る全ての経費を町で賄っているために、補助金の支出は行っておりません。地域での防犯意識を高めるという面から、あるいは適切な設置場所の選定や維持管理を行うという面からも補助金を支出している他の市町と同様、設置から維持管理までを各自治会で行っていただくべきではないかという御意見もいただいておりますが、このような管理体制の見直しについては、過去からの経緯に配慮する必要がございますし、また、区長会との十分な協議、検討、調整が必要となることから、現在のところ、即時に対応することは非常に難しい状況にあると考えているところでございます。

また、防犯カメラに関しましても、今のところ町で設置する予定がないこと、また、自治会からの設置要請もないことから、補助金制度は導入をいたしておりません。

防犯カメラの設置に関しましては、議員御指摘の三重県が策定した設置に関するガイドラインはあるものの、設置場所の選定、あるいは維持管理体制、さらにはプライバシー保護の問題など多くの課題がございまして、三重県内においても、取りつけに関して補助金

を出している自治体はいまだ少ない状況にあるばかりでなく、多くの自治体で防犯カメラの設置そのものが進んでおらず、商店や民間企業にとりつけられた防犯カメラに頼っているのが現状であるとお聞きいたしております。

このような状況ではあるものの、議員御指摘のように、防犯カメラの設置は重要な防犯対策の1つであると考えてございます。そのことから、他の自治体の動向をさらに注視しながら、あるいはこれにかわる新たな手段等の積極的な導入も視野に入れながら、設置そのものについて、さらに検討をしていかなければならない課題だと考えているところでございます。

最後に、小学校に配布していた防犯ブザーが笛に変更になった経緯についての御質問でございますが、この事業は桑名地域生活安全協会の防犯啓発活動の一環として行われておりまして、桑名警察署管内の全小学校に対して防犯ブザーが寄贈されていたものでございまして、当町の木曾岬小学校においても、協会から寄贈を受けたものを小学校1年生に配布させていただいているものでございます。

議員のおっしゃるとおり、防犯ブザーは緊急時には大変効果の高い有効的な道具でございますが、その反面、一方では、数年前から緊急時に電池が切れていた場合には音が鳴らないといったことが懸念されるようになってまいりました。そのため、平成25年以降につきましては、桑名地域生活安全協会からの寄贈品についても、電池切れの心配のない、安価で効果の高い笛、いわゆる防犯ホイッスルに変更されておりまして、現在では、これを小学校1年生に対して配布している現状でございますので、どうぞご理解賜りますようお願いをいたすところでございます。

以上のことを申し上げまして、鎌田議員の防犯対策についての御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 鎌田鷹介君、よろしいでしょうか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） 先ほど町長がおっしゃっていただいたように、確かにブザーに対してデメリットもあるんですけれども、最近では、児童生徒に防犯ブザーを配布し、通学路での子どもの安全確保を図る取り組みもふえてきてまいりました。

先ほども申しましたが、犯罪者への威嚇や周囲への救援に大変効果があり、また、新しいタイプのものですと、車のセキュリティーの誤作動音などと間違われなためにサイレンではなく、悲鳴が鳴り響くものも出てきております。

あわせて、ソフト面においても万が一に備え、学校内で定期的な動作の点検や確認、正しい使用の仕方などを指導することで、子どもたちや御家庭内の防犯意識が高まりますので、ぜひ木曾岬小学校全児童に防犯ブザーを配布していただきたいと強く思っております。町としてはどのようなお考えでしょうか、再質問させていただきます。

○議長（伊藤好博君） 御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 鎌田議員の、防犯ブザーをぜひ導入していただきたいという再度の要望といたしますか、再質問でございますが、先ほど本答弁でも申しましたように、現場のほうからもいろいろな御意見の中で最終的に今の笛にということに変わっていったんだろうと、そういうふうに思っておりますが、これは危機管理よりも教育課のほうが状況をよく把握していただいておりますかと思うんですが、教育委員会のほうからそのあたりの経緯と今後の対応について答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○教育課長（伊藤正典君） 議長。

○議長（伊藤好博君） それでは、伊藤教育課長。

○教育課長（伊藤正典君） 鎌田議員からの再質問でございます。

現在は防犯用のホイッスルということで、生活安全協会のほうからホイッスルをいただいている状況でございます。以前は防犯ブザーという形でいただいております。どちらにしても、いざというときに使えなければならないということから、現在はホイッスルを有効に活用するよう、小学校のほうで笛を吹く練習をしているような現状でございます。

防犯ブザーがいいのか、防犯ホイッスルのほうがいいのか、どちらがよいのかわかりませんが、いざというときに使えるよう、それに備えて子どもたちに指導をしているという現状でございますので、御理解のほどをよろしく願います。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 鎌田鷹介君、よろしいでしょうか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） 今御答弁いただきましたけれども、今後も防犯ブザーがいいのか、笛がいいのかということについて、ぜひ御検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、ホームページ上で木曾岬小学校不審者対応時のマニュアルというものがあるんですけども、このマニュアルに基づいた訓練というのはどのように行われておるものなのか、お聞きいたします。

○議長（伊藤好博君） 通告にございませんが、お答えはできますか。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 不審者についての取り扱いの御質問でございますが、教育委員会のほうで、わかる範囲で答弁させていただくということでよろしいでしょうかね。

教育課長のほうから願います。

○教育課長（伊藤正典君） 議長。

○議長（伊藤好博君） それでは、伊藤教育課長。

○教育課長（伊藤正典君） 学校のほうに不審者が侵入したということを想定として、さすまたを使った訓練をしております。先生が不審者を捉まえるというのに加えて、児童を安全に逃がすというような訓練を学校内でやっております。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 鎌田鷹介君、よろしいでしょうか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） 先ほど町長の答弁でもありましたけれども、ことし6月より運用が始まったメール配信サービスの中に防犯情報の項目がありますが、先ほど一部説明していただいたんですけど、ほかにどのような情報を配信していくのか、また、今後、不審者情報も配信される予定なのかをお聞きいたします。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 本答弁の中で、メール配信のことにも触れさせていただきました。

危機管理課、担当のほうから詳しく説明させていただきますので、お聞き取りをいただきたいと思います。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 小島危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） 防犯の情報に関しましては、桑名警察署のほうからこちらのほうに入りました特殊詐欺ですとか忍び込み事案、そういったことを全て配信をしていこうというふうに今考えております。

また、不審者情報に関しましては、小学校、中学校のほうで情報が早く入ることもありますので、そちらから情報をいただいたら、すぐに私どものほうからそのところへ向けて配信をしていこうというふうに考えているところでございますし、現在も数件既に配信をさせていただいている事例もございますので、またよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 鎌田鷹介君、よろしいでしょうか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） 最後に、防犯灯設置事業についてお聞きします。

重要業績評価指標として、平成31年度には822基以上の設置を目標値としておりますが、防犯灯の設置やLED灯への更新の進捗状況についてお聞きいたします。

○議長（伊藤好博君） これも通告にはございませんが、答えられますか。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 防犯灯の設置状況についてということでございますので、これも担当の危機管理課のほうからわかる範囲で説明させていただきますので、お聞き取りをいただきたいと思います。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 小島危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） まず、防犯灯の設置に関しましては、目標数はあるものの、今現状の流れといたしましては、各地区の区長さんから設置要望箇所の要望があったときに、そちらに本当に必要かどうかということを検討させていただいて、設置を進めているというふうな状況でございます。

また、LED化に関しましては、株式会社丸紅さんのほうの御協力をいただきまして、一昨年度から町内の防犯灯全てを5カ年計画でLED化に仕様変更していくというような流れがございまして、今現在、2カ年目を経過させていただいております、約300弱だったと思いますけど、今、変更のほうが進んでおるような状況でございます。

この後、また来年度以降も順次進めていただいて、3年後には全ての防犯灯をLEDに変更するというような流れになっているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 鎌田鷹介君、よろしいでしょうか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） 御答弁ありがとうございました。

質問でも申し上げましたが、町民の皆様一人一人が防犯意識を持っていただくことが最も重要なことであると認識しております。今後とも、引き続き防犯にかかわる啓発活動を実施していただきますようお願い申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤好博君） 続きまして、2番議席、伊藤厚紀君の質問を許可します。

それでは、登壇の上、お願いいたします。

○2番（伊藤厚紀君） 議長、2番。

○議長（伊藤好博君） 2番議席、伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） それでは、改めまして、おはようございます。

それでは、一般質問ということで、通告書にございますように3点質問をさせていただきます。

まず、1つ目、来年、伊勢湾台風被災60年の節目についてということで、大きな被害をもたらした伊勢湾台風から60年の節目に当たって、町として、何かイベントや看板の

設置等の企画は考えているのか、またはあるのかということ、まず質問させていただきます。失礼いたしました。

○議長（伊藤好博君） 2番議席、伊藤厚紀君の質問に対し、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの2番議席、伊藤厚紀議員の、来年、伊勢湾台風被災60年の節目についての質問に対し、御答弁を申し上げます。

来年は、当町に甚大な災害をもたらした伊勢湾台風から60年目の年を迎えます。東海地方では愛知県を中心に、伊勢湾台風60年に向けた防災シンポジウムや防災ミュージカルなどが計画され公表されておりますが、当町におきましても、さきに実施いたしました50年事業を踏まえ、60年事業をどのように実施するかを、現在、国土交通省木曾川下流河川事業所及び三重県防災対策部とも検討している段階でございます。

現時点での具体的な計画案をまとめるまでには至っておりませんが、町単独の事業としてではなく、国や県とも連携した事業で実施する方向で検討いたしております。今後、計画が固まってきた段階で議員の皆様とも相談をさせていただき、住民の方々に周知していきたいと考えているところでございます。

昭和34年に襲来した伊勢湾台風、当時の木曾岬村は一瞬にして全村が水没し、空前の大災害に見舞われました。災害後、全国から寄せられた温かい支援に支えられ、村民が一丸となって進められた復旧・復興事業により、今日の木曾岬町があることは言うまでもございません。私たちは、この記憶を風化せず、このとうい教訓を後世に引き継いでいく使命、義務があると思っております。

このためにも、60年という節目の年に、町民の皆さんとともにできることを計画していきたいと考えております。

以上のことを申し上げ、伊藤厚紀議員の、来年、伊勢湾台風被災60年の節目についての御質問に対する答弁とさせていただきます。御理解のほどをよろしく願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君、よろしいでしょうか。

○2番（伊藤厚紀君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） 被災60年の節目の事業なんですけれども、行事、イベント、僕らは行事のことをイベントと言ってしまうんですけども、イベントなんですけど、来年のことなんですよね。当町におけるそれを専門に扱うプロジェクトチームみたいなようなもの、それから、前もって、60年ということなので、50年やって60年、その間10年間時間があったんですけど、60年に向けて大体こんなことをしていこうとか、あんなことをしていこうとかという考えで一般的には進むと思うんですけど、今の段階で、木曾岬町にそういうプロジェクトチームみたいなものはあるのでしょうか。専門の係が決まって

いるのかどうかということをお聞かせください。

○議長（伊藤好博君） 御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 伊藤厚紀議員の再質問、1つはそういったイベントと申しますか、そういった事業に対してのプロジェクトチームを持っておられるのかということでございますが、これについては、特段持ち合わせているものではないでございます。

それから、50年から60年にかけて、どのように考えておられるのかということでしたでしょうか。

特に50周年を機にいろんな取り組みをさせていただいた記憶がございます。特に私の就任直後だったと思っておりますが、就任直後に伊勢湾50年の大きな国も県もそれぞれ防災意識を高めるための広域避難訓練をあわせていろんな事業が計画されておりましたけれども、当町にそれがなかったです。ですから、急遽予算をお願いして、夏場に向けて準備を進めた記憶がございます。

しかし、その後につきましても、記念誌も含め、あるいはいろんな広域避難訓練やいろんな訓練を積み重ね、あるいは研修会、講演会ですか、そういったことを継続的にやってきましたし、そしてまた、国土交通省とか、岐阜、愛知、三重ですか、こういった東海3県の連携のもとに水防演習やいろんな訓練を重ねてまいりまして、やはり何としても防災意識を高めていくための、ハード対策はもちろん大事ですが、ソフト対策に50年以降もしっかりと取り組んできた記憶がございます。

それで、60年に向けては、先ほど本答弁でも申し上げましたように、私どもとしては、国、県でも、当然来年度に向けていろいろと計画を今練っているというところだと思います。そういうことと連携を取りながら考えていきたいと、そのように思っておりますし、また、ある段階で議会の皆さん方にも御意見を頂戴しながら調整を図って、町民の皆さん方とともに、こういった節目の年に向けて気持ちを新たに防災についての意識を高めていきたいなど、そのように基本的に考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君、よろしいでしょうか。

○2番（伊藤厚紀君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） 重ねて申し上げますが、来年のことなんですよね。国や県とも連携して検討に当たると申すことであれば、専門にそういうことをする係の人を決めないとならばちょっとまずいんじゃないでしょうか。

私が心配するのは、町制30周年のイベントもそうだったんですけど、ぎりぎりになって内容が決まって議会のほうにどうですかというような、同じ轍を踏むようなことになっ

てしまつては非常に困りますので、その辺のところはどうなのでしょう。

○議長（伊藤好博君） 御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 伊藤厚紀議員御指摘のように、来年度、60周年ということを抑えておるなら、それなりに事前に準備をしておく必要があるのではないか、それで、そういったことの関係機関の動向等について、危機管理課長のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 小島危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） 今現状、県やら国やらから私どものほうへお話をいただいていることが数点ありますので、そちらの御紹介にかえさせていただきたいと思ひます。

まず、三重県の防災対策部のほうからは、来年度の木曾岬町で毎年9月に行っている防災訓練、こちらのほうを県と私ども木曾岬町で、できれば桑名市もというふうには言っておりましたけれども、そういったところで1つイベント、そのときにやりたいというふうな意見をいただいております。

具体的な内容につきましては、まだ何も決まっていなような状況ですが、そこで何か広域的にできるものがあればというふうに考えているということが、先日ですか、お話があったところでございます。

もう一点につきましては、国の国土交通省の中部地方整備局、こちらのほうから伊勢湾台風60年連絡会、こういった会議を立ち上げようということで、昨日、規約の案が危機管理課のほうに来たところでございます。ただ、まだこれは、こういった規約で会を進めていきたいという第1段階ということでございますので、まだいつどういったことをやるかということは具体には示されておりません。一部示されておりますのは、50年のときにやったいろいろな事業がありますので、そういったものを見直しながら、検討しながら、60年に向けてみんなで考えていく会にしましょうという程度の内容だったというふうになっております。

現状のところ、私どもへ問い合わせがあるのは、この2件ということにございます。

以上です。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君、よろしいでしょうか。

○2番（伊藤厚紀君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） 町としての、いわゆる殉難者であるとか、そういったものの企画は、具体的にはまだ何も決まっていなといったことでよろしいのでしょうか。

○議長（伊藤好博君） 御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 伊藤厚紀議員さんの再質問、伊勢湾台風で犠牲になられた殉難者の方々のということでございますので、慰霊祭とか追悼の式典と申しますか、そういったことを指してのお話だと思いますが、まだ具体的に協議をしておるわけではございませんが、私の所見ですけれども、60周年に向けての慰霊祭なり追悼なり、そういった犠牲になられた方々へのそれは考えていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○2番（伊藤厚紀君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） それでは、先ほども申し上げましたけれども、町制30周年のイベントのようなことにはならないように、前もって計画を立てて、内容を立てて、それからお話を提案していただきたいと思っておりますということと、前に一般質問で伊勢湾台風のことについて、殉難者のところに看板を立ててはどうかという質問をさせていただきましたが、そのときの答弁は、伊勢湾台風のことを知りたければ資料館に行けばあるし、思い出したくない人もいるだろうから、そういった殉難者の火葬のところに看板を立てるのはいかなものかという答弁をたしかいただいたと思うんですけれども、被災60年が節目の年になりますので、そういった伊勢湾台風の概要であるとか、こんな被害がありましたというような看板をそういったところに設置してみてもどうでしょうか。

教育としてDVDをつくったり、それから、僕も小学校のときに伊勢湾台風の被害についてはたくさんしましたけれども、町外の方がそれを知ろうとすると、資料館に行けばということなんです、資料館は誰でも気軽に行けるようなものではないということと、例えばそういった伊勢湾台風の被害であるとか概要であるとかが町内のいろんなところに設置してあれば、町外から来た方とか、ウォーキングする方とか、桜を見に来られた方とか、そういった方が見て、あっ、そういったものがあつたんだということがわかりますし、また、それで防災意識というのが高まると思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（伊藤好博君） 通告にはございませんが、お答えできますか。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 伊藤厚紀議員の再質問でございますが、そういった墓石と申しますか、墓標にさらに記録を残すようなものをそこに設置したらどうだということを、前回の一般質問であつて答弁で、余りそういったことを好まない人たちもおるんじゃないかというようなことを言ったというような今の質問の中にありましたけど、そこらあたりはちょっと僕、そんな発言を私自身したようにも記憶していないんですが、記憶違いだったら訂正をさせていただきますけれども、御遺族の方たちだけじゃなしに、村民、町民の皆さま

んがひとしく伊勢湾台風のことに対してはしっかりと、二度とはあってはならない悲劇をしっかりと後世につないでいく、これは私たちが今生きる者の務めだと、そんなふうに思っておりますが、具体的に、あそこにさらに看板のようなものを設置というところまでは考えていないということは申し上げたと思いますが、今も特にその考え方には変わりませんが、やはり次の世代にしっかりとつないでいくためのことは教育委員会のほうでも、あるいは危機管理課のほうでもそれぞれ取り組みはしてきて、記録というか、そういったところを残していこうということの思いは伊藤厚紀議員さんと同じ思いは持っておりますけど、具体的にどういった形で残していこうということについては、まだそこまでは至っておりません。ただ、60周年でございますので、そういったことに向けての一環の中で、また検討ができればしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○2番（伊藤厚紀君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） 伊勢湾台風の殉難者、火葬の碑の話をしていただいたときに、実際に被災をされた方が語っておられましたけど、ああ、そうか、知らない人もいるのか、あのときはこうでな、こうでなというふうに語ってくれました。知らない人もいるのかという話をしたら周りの人が、そんなの知らない人はいっぱいいるよって。だから、そういった概要を伝える看板というのが設置されれば、私はいいなと思っております。

それで、次の質問に行きます。

先日の夜間防災避難訓練についてです。

夜間避難訓練を行ったが、それを踏まえて、結果と問題点、並びにこれからどうしていくべきかを問いたい。突発的に発生する事案に対して、夜間、職員は対応できる体制なのかということをお伺いします。

○議長（伊藤好博君） 2番議席、伊藤厚紀君の質問に対し、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、続いて、2点目の先日の夜間防災避難訓練についての御質問に対し、御答弁を申し上げます。

去る8月11日に開催をいたしました夜間避難訓練に当たっては、周知期間が2カ月弱と短かったこと、また、各区長さん方に対して参加者の取りまとめを依頼せず、町民の皆さんの自主的な参加を求めた訓練であったにもかかわらず、参加者は456名もの方々の参加をいただき、初めて実施した夜間避難訓練としては一定の成果が得られたものと感じているところでございます。

今回の訓練では、参加者から無作為に抽出した100名の方に対してアンケート調査を

実施いたしたところでございます。それによれば、誰と参加したのかの問いに対しては、1人、もしくは家族と答えた方がほとんどでございます。近所の方や友達と一緒に避難したという方は全体の1割程度でございます。このようなことから、今回の訓練は地域で災害発生時に力を合わせる、いわゆる共助を意識するものにはつながりにくかったと推察いたしております。

一方で、移動手段に関しましては、徒歩により参加したという方が最も多く、訓練の主たる目的であった、昼間とは違う暗がりにおける避難経路及び所要時間の確認については、十分に行っていたものだと感じているところでございます。

また、今後も夜間訓練は実施したほうがよいと思うかの問いに対しましては、8割以上の方が思うと答えていただいておりますが、訓練の実施主体に関しましては、今回と同じように町全体で行う方法を希望する声もある反面、自主防災組織や自治会といった地域単位での開催を望む声も多くございました。

これらアンケートの結果から、今後も継続的に夜間避難訓練を実施していくべきだと考えておりますが参加者の方から、周知が足りない、参加者をふやす工夫が必要だ、あるいは避難だけの訓練では物足りないなどといった御指摘や御意見をいただいていることから、訓練の実施方法や、あるいは内容については、今後さらに十分に精査して、より実践的かつ有効的な訓練内容を検討していく必要があると考えているところでございます。

また、あわせて御質問いただきました突発的に発生することに、夜間、職員は対応できる体制にあるのかという質問につきましては、発生する事象にもよりますが、地震や風水害といった自然災害、中でもとりわけ突発的な災害の発災直後は、夜間に限らず、たとえ昼間であっても職員だけでは対応し切れない、対応できる体制をとり切れないと考えているところでございますし、皆様にもそのように御認識いただきたいと考えております。

自助、共助、公助の割合は、7対2対1だと言われておりますが、災害が起こった際に、どのように自助、共助を行っていくべきなのか、今後、町内において行っていく各種訓練において、そのことに主眼を置いた内容で実施していくべきだと考えておりますし、私みずからも職員のいかに訓練をさらにスキルアップしていくかということが重要だと考えているところでございます。

最後に、大きな災害の発生が危惧されている今だからこそ、これまでの役場主導の訓練から町民主導の訓練へと大きく転換していく必要があると強く感じているところでございます。

以上のことを申し上げまして、伊藤厚紀議員2点目の、先日の夜間防災避難訓練についての御質問に対する御答弁とさせていただきます。御理解のほどをよろしく願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君、よろしいでしょうか。

○2番（伊藤厚紀君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） 先ほど発生する事案にもよるということでしたが、夜間大きな地震とか津波が来るとかといったら、自分でそういったところに行かなければならないというのは理解できるんですけども、先日の台風、前もって来るのがわかっている、早目に避難所を開設していただいた町の対応はすばらしかったと思うんですけども、その中で、何か所か、私、避難所を回らせていただいたんですけども、中部幼稚園・保育園に行ったときには、係の人がこっちですよって対応させてもらったりはしたんですけども、中学校に行ったときなんですけれども、どこから入っていいのかもわからず、停電していたというのがあるんですけども、役場の職員の方が1階にいない、鍵も1カ所、一番小さい扉しかあいていなくて、声をかけても誰も反応しないというような状態だったんですけど、前もってわかっているような事案に対してもそのような形で、いわゆるそういう危機が起こったときの人数というのが足りているのでしょうか。

○議長（伊藤好博君） 発言が続いておりますが、質問の範囲外の質問でありますので、注意をしてください。

これに対して、執行部のほうは答えられますか。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 伊藤厚紀議員の再質問、避難所での職員の体制のことを御心配いただいていることだと思います。

冒頭の本答弁でも申し上げましたけれども、全職員それぞれ役割を持って、訓練のときもそうなんです、台風の時も当然そうなんです、それぞれ避難所開設に伴って、そこへ全部配置するわけにもいきません。職員の定数が限られた中で最大限の配置、配慮、体制をとっておるつもりでございますが、そこを私は十分体制がとり切れないと申し上げたのは、限られた職員数でどこまでのことができるか、避難所を全部開設した場合に、果たしてどこまで職員が対応できるかということは、これは極めて私は不確実だと思って心配しております。

だから、そこを日ごろから住民の皆さん、いろんな組織の皆さん方に、みずからに対応していただけるようにということでございますが、伊藤厚紀議員さん御指摘の点については職員ともども反省し、改善すべきところは最大限改善はしたいと思っておりますが、そういった職員の限られた体制の中であるということも御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） 今回のこと、避難訓練のことも含めて、また、経験をもとに次の

ことに、想定に向けてフィードバックしていただきたいと思いますと思いますが、そういった考えでおられますでしょうか。

○議長（伊藤好博君） 質問の範囲がずれつつありますので、先ほども通告させていただきましたのですが、夜間避難訓練についての事前通告でありますので、よろしく願います。

町長、この件に関して答えられますか。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 再質問でございます。

私ども、当然万が一に備えて、しっかりと防災対策を取り組んでおるところでございますが、繰り返しの説明になりますけれども、やはりハード対策も大事でございますが、しかし、ソフト対策、特に住民の皆さん方の意識を高めていただく、そして、みずからが適切な判断をして身を守っていただく行動を起こしていただく、しかし、それ以上に、私ども、公に勤めさせていただく職員として、当然万全の体制で住民の皆さんの身を守り命を守る安全に向けて全力を挙げていくことは当然でございますので、また、私ども、全力を挙げて対応しておるつもりでございますけれども、お目につくところ、また、いろいろと御意見がございましたらお聞かせいただいで、さらに職員の体制を充実してスキルアップを図っていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君、よろしいでしょうか。

○2番（伊藤厚紀君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） それでは、3つ目の質問、木曾岬町人口ビジョンについてということで、2015年に作成された人口ビジョン5カ年計画について、あと残り1年となりましたが、進捗状況はどうでしょうか。

○議長（伊藤好博君） 2番議席、伊藤厚紀君の質問に対し、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、伊藤厚紀議員の3点目の木曾岬町人口ビジョンについての質問に対し、御答弁を申し上げます。

国が示す総合戦略の基本的な考え方は、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、各自治体に対しては従来の政策を検証しつつ、自主性、将来性、地域性、直接性、そして、結果重視の5つの原則に基づく施策を展開するとしております。

平成27年度に当町が策定いたしました木曾岬町人口ビジョン総合戦略は、第5次総合計画の基本理念、命、心、輪を継承しつつ、ともに生きる共生を理念に加え、4つの基本目標を立てて、目標ごとに展開する重点事業と評価指標を定め、将来の目標人口を設定し

たものでございます。

計画策定後に、この総合戦略に定める重点事業を展開するために全課で情報共有し、優先順位をつけながら取り組んでおります。

既に幾つかの重点事業は実施しておりますので、基本目標単位で申し上げますと、雇用・産業振興対策では、町のPR事業や企業誘致に係る税制優遇措置の導入、定住・移住対策では、新築住宅に対する固定資産税の減免や空き家リノベーション事業、少子化対策では、複合型拠点施設の整備や小学校英語教育支援事業の導入、元気な地域づくりでは、津波避難施設整備事業の施行やわいわい市場の展開、地域まちづくり推進交付金事業などでございます。

しかし、地方創生事業は人が中心でございまして、長期的には町で人をつくり、人を育て、人が仕事やまちをつくっていくことを目指していることから、単に物をつくれれば達成できるものではございません。私は、子どもたちや若い世代からお年寄りの方々までが住みなれたこのまちでずっと将来も住み続けたいと思えるまち、働きやすい暮らしやすいまち、人をつなぎ、町をつなぐ出会いや地域の交流が広がるまち、こうしたまちを目指してまちづくりを進めていきたいと考えております。

総合戦略の目標人口は、こうした対策を2回転、10年間——二回りですね——2回転にわたり実施し、住民の定住化、とりわけ結婚、子育てのタイミングで転出の抑制を図り、あわせて町外からの転入を促すことで、人口の社会増減を2025年までに均衡させて、その後、安定化させることによって、2060年の目標人口をおおむね5,000人と定めるものでございます。端的に結果が出るものではなく、長期的に取り組むべき課題と考えておりますので、議員各位にも御理解いただきたいと思っております。

以上のことを申し上げ、伊藤厚紀議員3点目の木曾岬町人口ビジョンについての質問に対する御答弁とさせていただきます。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君、よろしいでしょうか。

○2番（伊藤厚紀君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） 木曾岬町総合戦略、いろいろ目標値というのが設定されているんですけども、これについて今のところ、これはクリアしている、クリアしていないというものの、わかる範囲で教えていただきたいんですけども。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 再質問、総合戦略に沿った経過という御質問でございますが、具体的なことでもございますので、総務政策課長、伊藤課長のほうから説明させていただきます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 再質問いただきました総合戦略、この策定に定める目標指標値について、今現在どこまでの目標数値がクリアしているのかということですが、議員も御存じのとおり、このビジョンの目標値といいますのは平成31年度を当面の5カ年の目標数値としておると。

今、幾つかの中で、本答弁でもございましたように、町のほうで既に推進しておるといふ事業がございますが、まだ今のこの段階、4年目の半ばの段階でございますが、ここの中でいこうとすれば、まず、農業振興の部門で参りますと、地域特産品の販売拠点整備事業というところもございますが、これは創生事業でも直接支援を行ったところでもございますが、直接販売所の支援といいますのは、町内には2カ所の特産品の販売でございますので、これらの金額を合わせれば、目標となっております年間の2,500万円以上の売り上げというのはクリアしておるのかなと、この部門ではございます。

そして、あと、一番今指摘されておる人口の部分でございますが、この目標人口、当面平成31年度の社会増減を100人ぐらいまでにおさめていこうとするという中で計画のほうを進められましたが、今現在、平成27年度末の人口と平成29年度末までのデータしか今のところは持っておりませんが、ちょうどこれを比較しますと、現在のところ、この段階では目標値の100人までの減少におさめるということに対して、現在の4年目の段階で100人ぐらいまでの減少が出ておるといふ事実でございますので、もう少しこれについては事業の進捗を図りながら、将来的な目標、正確には先ほど本答弁にもあった事業を作成しながら、2060年の人口の減少を食いとめて5,000人にしていきたいというようなことでございます。

あとにつきましては、まだ途中段階でございますので、具体的な今現在の指標数値としては持っておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君、よろしいでしょうか。

○2番（伊藤厚紀君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） 人口の話が出ましたので人口のことでいいますと、実際のところ、平成20年度から29年度とちょっと見させていただきましたら、やっぱり生まれる数よりも亡くなっていく数のほうが当然多いわけで、いわゆる自然増がふえる見込みがなければ、いわゆる社会増、転入者というのをふやすしかないと思っております。

ちょっと言葉が悪いのかもしれませんが、それでもあえて言います。社会増がふえるということは、よそから転入してくる人が多いということなので、木曾岬町が引っ越してくる人が多いと、他自治体はその分世帯が減ってきます、いわゆるゼロサムゲームというやつです。わかりやすく言っちゃうと、ピザがあつて、ピザの量自体は国が定めるところによ

ると50年後には30%減ってきますという話が出ています。全体が減っていくところでさらに自治体同士が奪い合いをしていかなければならないような状況で、木曾岬町として、移住者、よそから引っ越してきやすいような情報発信とか、そういったことというのはされていますでしょうか。

それから、役場に、定年退職したから田舎暮らしがしたいからここに引っ越してきたいんだけどって総合窓口に来たときに、じゃ、すぐその係の人、ここのこの人ですからというふうに案内ができるような状況にあるのでしょうか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） まず、1点目の町が社会増減の減のほうを食いとめていくために行っていた事業が具体的に何なのかというような御主旨でよかったですかね。

まさにこれがビジョンに定めて地方創生事業を行っておる趣旨でございまして、町はこの事業を計画策定しながら、平成27年度から実施をしております。

具体的な事業で既に済んだものを申し上げてまいりますと、まず、消費喚起事業としまして商品券の発行事業、また、子育て・生活支援事業としましても、これも商品券の発行事業を平成27年度の繰越事業で行いました。また、平成28年度につきましては、先行型の補助金を使いながら総合戦略の策定を行い、さらにまた、4歳からの保育料を軽減するという直接的な補助金、そしてまた、先ほども話しましたが、地域販売拠点の整備の事業としまして、JAの産地の直売場に対する直接補助金、この導入であったりとか、また、あと、観光資源を活用したPR事業、具体的に私どものキャラクターであるトマッピーを新たに制作したりとか、これらを使った中で販売特産品のPR等にかかわっております。

そして、子ども環境整備事業におきましては、図書館を拠点にした子育ての環境などの整備をさせていただきます。

そしてまた、皆さん御存じのとおり、この平成26年からのにぎわい市、特に町内の方、そして、町内の方の参加に基づいて町内外に発信していただく、木曾岬町としてのにぎわいの市を創出するという事業の目的に基づいて、ここで新たな販売戦略であったりとか、また、ここに中学生の子どもたち、いわゆるジュニアPR大使ということで町の状況を知ってもらって、さらに、そこの中から生かした中で発信をしていただく、将来、この子どもたちが木曾岬町のいいところを持って残っていただくような事業もにぎわい市の中で取り組んでいただいておりますし、また、こういった取り組みについては、三重大等の方々の間接的な支援を受けながらサポートを受けて事業を展開しております。

そして、あとは町を直接外へ紹介していくためのPR事業、こういったものを平成27年、平成28年を通して実施させていただいております。平成29年度については、先般の決算でも説明させていただきましたような、にぎわい市なんかの事業の創出を継続してお

ります。

こういった事業を展開していくことによって、将来の木曾岬町に住むということが非常にいいまちなんだなということを、まずは町民の方にも理解してほしいし、将来の子どもたちにも、このまちは本当にいい町なんだというふうに思っていたきたい。結婚とか、そういうときを迎えたときに外へ出ずに、やっぱりここで住んでみようというふうな思いをしていただきたい。

それから、外へ発信することによって、外の方からは、この町がいい町なんだなということは思っていたきながら、将来、例えば退職した老後は木曾岬町に住んでみようかなというふうに思われる町にしていきたいということをやっていくというのが、この事業です。

まさに今、先生がおっしゃったとおりのことやと思いますが、こういうことも踏まえながらやっていくということですので、先ほど本答弁でもございましたが、短期にこの5年間ですぐに成果が出るものではございませんので、こういったことを繰り返しながらやっていくということで、将来の人口の目標設定のところで、社会増減の減少をとめながら安定化させていきたいということがございます。

そして、あと、2点目の、こうした方が窓口へお見えになったときに直接担当される課というのはどこですかというお話なんですけど、今は私どものほうの町で転入なさるときの手続は、当たり前のお話なんですけど、住民課の窓口のほうでお話をさせていただいておりますので、こういったところで、例えば木曾岬町にとって、ここに住むと何かすごいいい特典がありますかというようなことについては、ホームページも活用してもらいながら、町外の方に発信をしていくようなことの取り組みもしておりますので、こういった点で御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君、よろしいでしょうか。

○2番（伊藤厚紀君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） 最近はネット社会といいますか、いわゆる年を行かれた方も当然のようにスマートフォンをつかったりパソコンをつかったりということでもされるんですけど、木曾岬町に例えば他県から移住してみたいなと思ったときに、町のホームページで移住を御希望される方へとか、そういったページがあったほうがいいと思うんですけど、窓口に来ていただいて、例えば、住んでみたいと思うんですけどって相談しに行ったときに、相談する係がいるのかどうかということをお伺いしたいんですけど、転入する人が住民課に行くのは当たり前のことで、まず、ここら辺、行ってみたんですけど、ここ、いいなと思うんですけどと相談をして、相談を受けた方が、いや、実は木曾岬町はこんないいところなんです、空き家がこのぐらいあって、こことこことこならおうちを建てられますよ、

ここ、今、空き家ありますよ、そういう係の人はいるのですか、また、そういった情報を把握しておられるのでしょうか、どうでしょう。

○議長（伊藤好博君） 御答弁願います。

伊藤総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 御指摘事項の、まず、木曾岬町にとってよいところをと思ったときに、どこへ行ったら担当として説明いただけるのかという点、この点については、ネット社会の中ではもっと町のホームページを使って発信するようなところはどうかということは、以前からも議員からも御指摘はいただいております。

今、ホームページの自体の直接の窓口は危機管理課となりますが、こういった情報についても担当課のほうと協議しながら、町外の方も見ていただいたときに、ここに住んだらどんな特典といたしますか、よいところがあるのかという情報をもっと見やすくするような工夫は随時させていただいておると。ただ、やっておる内容のことが、例えば免税の件であったり、子育ての件、それから、医療費の件であったとしても、やっておるものがまちまちのサイトの中でばらばらで載っておる状態ですので、それが1つのものとして捉えることができるようなコンテンツの組み合わせ方を多分指摘されておると思うんですが、それについては、もう少しこれから時間をいただきたいと思います。

それから、直接お見えになった方がどんなところでということにつきましては、この総合戦略事業につきましては総務政策課が所管となりますので、そういったことを聞きたいという方がお見えでしたら、私どものほうへ足を運んでいただければ私どもで説明していきたいと思っておりますので、お願いします。

そして、あと、空き家なんかの情報をどうなんですかというお話ですが、現在のところ、これについては建設課が所管の窓口になりますが、今後、空き家の情報等、前にも答弁も担当課長からあったと思いますが、水道などの情報によって使われていないと思われる家屋の状況は把握しておるんですが、これが具体的に本来の国が言われるような定義の中の空き家であるかどうかというところまでの情報が、まだそこまでうちのほうが把握していない状況なので、今後、担当課も含めて、空き家情報をまずはきちっと把握していくという調査も検討していく課題かというふうに認識します。

以上です。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君、よろしいでしょうか。

○2番（伊藤厚紀君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） いわゆる空き家というのは使っていない家屋とか、そういう意味ではなくて、ここだったら住めるよというアパートであるとか売り物件、ここここここだったら、今売り家がありますよ、この土地だったらおうちが建てられますよという情報を持って、相談に来られた方にすっと対応できる、そういう情報を持っているかどうか

ということがお伺いしたかったんです。

持っていないのなら持つべきだし、先ほども申し上げましたけれども世帯数を、よそから転入してくる人をふやすしか手がないので、自然増がそんなに見込めない限りは、そういったことをしていったほうがいいと思いますが、どう思いますか。

○議長（伊藤好博君） 伊藤総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 指摘事項については理解するところでございますので、そういった情報を、まずは、今本当に住んでおられない情報も含めて、逆に言うところもある情報というものも整理をする必要があると思います。

そういった情報をまず把握するという、それから、またそういったことも踏まえながら情報を発信していくということ、これは一番大事なことでございますので、ただ単に事業を点々と紹介するというだけではなしに、そういったことも含めて、これから外へ向けて発信をしていく、この結果も含めながら発信をしていくということは担当課の務めでございますので、努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○2番（伊藤厚紀君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） 手元にある資料で、木曾岬町の人口推移ということで、転入、転出、先ほどから問題にしております社会増というところで、転入と転出というものの推移を見るとそんなには増減がないような感じに見えるんですけど、実際のところ、外国人の方が町民の6%に当たって、なおかつ、ひとり世帯というのが多くなってきているというふうに理解しております。世帯数はそんなに変わっていないんですけども、中身がそういうのでは、いわゆる中身がすかすかのような状態ではいけないと思いますが、その辺のところについてはどうお考えでしょうか。

○議長（伊藤好博君） 伊藤総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 人口の分析を具体的にどういった要因なのかということまでうちのほうで把握はしていないので、概算数だけで申し上げますと、平成27年から平成29年度末までの段階で約100名余りの総数で減ったということは、先ほども話をさせてもらったとおりです。

この4カ年の間に、特に今おっしゃったように転入と転出が特段差が出ておるわけでもないのに人口が減っておるとこの要因は、この数字だけを見る限り、出生よりも死亡する方のほうがかなり年々上回っておったということの結果が約100名ぐらいの減少につながっておると、この数字だけ見ておると、このような結果になるかと思っております。

ただ、世帯数が余り増減していなくて、単身世帯とか、こういった社会をどう思われるかということについては、この状況の分析まではまだ至っておりませんので、確かに単身

の方が多く住まわれておるという状況は理解しますし、ほかの町よりも外国人の占める割合が高いということも理解をしております。かといって、それが世帯数とどういう形の中で、結びつきというものはもう少し今後分析していきながら、やはり将来の目標人口に近づけるかということが必要になってくると思いますので、人口の部分についての発言については、今手元に資料がないので控えさせていただきたいと思いますので、御理解をお願いします。

○議長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○2番（伊藤厚紀君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君。

残り質問時間3分を切りましたので、通知いたします。

○2番（伊藤厚紀君） はい、そうですね。

まず、社会増するためには、まず働くところ、それから住むところ、住むところというのは、先ほども何回も申し上げておるように、どこに住めるのか、どれだけ住める場所があるのか、家を建てられるところがあるのかということと、あと、もう一つ重要なのが交通インフラだと思います。

コミュニティバス、自主運行バス、もう少し本数をふやして、いわゆる名古屋通勤圏なので、バスを使っても伏見まで1時間で行けるところってなかなか立地的にはいいところだと思いますのでそういったものを、バスの本数をふやしたりとかして、何とかここに住んでいただく方をふやしていったほうがいいと思いますが、バスの本数をふやすことについてはどうでしょうか。

○議長（伊藤好博君） 答えられますか。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 小島危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） 御要望があるということは前々から聞いておるんですけど、今のところ、本数をふやすというような計画はございません。

○議長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○2番（伊藤厚紀君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） じゃ、残りも少ないのでまとめとして、働くところ、住むところ、交通インフラ、そういったことを総合的に考えていただいて、これから社会増をふやす努力を、危機感を持ってしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（伊藤好博君） 一般質問が続いておりますが、12時を回りましたので、ここでお昼の休憩といたします。再開は1時30分といたします。

午後 0時 2分休憩

午後 1時29分再開

○議長（伊藤好博君） それでは、時間が少し早いようですが、皆さんおそろいですので、昼の休憩を解き、本会議に戻します。

一般質問の続きであります。続きまして、5番議席、服部英二夫君の質問を許します。

登壇の上、お願いいたします。

○5番（服部英二夫君） 議長、5番。

○議長（伊藤好博君） 5番議席、服部英二夫君。

○5番（服部英二夫君） 5番議席、服部英二夫です。

私は、防災の体制についてと旧南部幼稚園・保育園の跡地利用計画についての2点を質問させていただきます。

まず最初に、防災の体制について。

町内の避難所は、ことし完成する南部地区避難タワーを合わせると、町の人口を上回る避難施設が確保されます。このような体制をつくり上げ、町全体の安全安心が図られていることは非常に心強く思います。

しかし、私が心配するのは、先日の夜間避難訓練時において、役場職員が参加者名簿や避難者の誘導をしていたことですが、緊急時には果たして職員がそうした行動をとれるのか疑問に思います。地元自主防災会や消防団との合同で訓練はできなかったのか、また、災害は、台風や地震ばかりではありません。今回も西日本豪雨や北海道の大地震のような想定外の災害もあり、当町の避難所運営体制やボランティアの受け入れ体制はどのようになっているのかをお聞きしたい。お願いします。

○議長（伊藤好博君） 5番議席、服部英二夫君の質問に対し、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの5番議席、服部英二夫議員の防災の体制についての御質問に対し、御答弁を申し上げます。

先日の夜間避難訓練は、南海トラフ地震が発生したことにより伊勢湾に大津波警報が発令されたことから、近くの指定緊急避難場所まで避難するという内容で実施したものでございまして、参加された町民の皆様においては、避難経路や所要時間の確認だけでなく、暗がりの中での移動の難しさを体感していただきました。

今回の訓練で避難先とした指定緊急避難場所というのは、津波などの浸水災害から命を守ることを目的に避難する場所として町が指定した一時的な避難場所とございまして、命を守った後に、危険性がなくなるまで一時的な生活を行うことのできる指定避難所とは、その目的が違うものということになります。

したがって、議員御指摘のとおり、実際に今回訓練で使用した指定緊急避難場所に

避難しようとしたときには、職員による受け付けや誘導は行われなければならないだけでなく、そもそも職員がその場所に居合わせない状況になると思います。

しかしながら、今回の訓練に関しては、当町で行う初めての夜間訓練であったことから、町民の皆様の安全を最優先とするため、職員による受け付け、誘導などの業務を行うこととさせていただきます。今後、継続的に実施していく折には、より実践に近い内容としていきたいと考えているところでございます。

次に、地元自主防災会や消防団との合同の訓練ができなかったのかという点についてでございますが、今回の避難訓練においては、自主防災会には地元の方々への訓練参加の呼びかけを行っていただいた程度でございましたが、一方で、消防団にあっては、避難訓練と同時進行で巡回広報による逃げおくれたの方々に対しての呼びかけ及び警戒活動訓練と災害対策本部との情報伝達訓練など、発災直後の行動を意識した内容で訓練を実施したところでございます。今後の訓練においても、より実践に近い形で相互協力が図れるような内容となるよう調整していきたいと考えております。

また、あわせて御質問いただきました当町の避難所運営体制やボランティアの受け入れ体制についてでございますが、まず、避難所の運営体制についてでございますが、実際に避難所を運営していくのは行政ではなく、避難所を利用する町民の皆様方でございます。避難所は、災害の危険性がなくなるまでの間、共同生活を行っていく場所となりますことから、避難者自身が運営に参加するという意識が必要であり、また、重要でございます。

このようなことから、昨年度と本年度の防災訓練においては、自主防災会や自治会による避難所の開設及び運営に焦点を当てた内容とさせていただきますし、今後は、各地区の自主防災会あるいは自治会に対して、町で作成した避難所運営マニュアルを配布して、より具体的な避難所運営のあり方について周知していきたいと考えているところでございます。

ボランティアの受け入れ体制につきましては、災害対策本部に組織された民生部と社会福祉協議会とが連携をして、受け付けから活動支援までを行うことといたしております。具体的には、旧南部幼稚園・保育園の駐車場敷地内に現地災害ボランティアセンターを設置して業務を行うこととなります。また、災害の規模によっては、三重県の災害ボランティアセンターからの後方支援を受けられることにもなっております。

これら以外にも、災害時における対策計画や活動体制については、木曾岬町の地域防災計画や木曾岬町災害応急対応マニュアルといった各種のマニュアルにて整理をさせていただいているところでございます。

以上のことを申し上げまして、服部議員の防災の体制についての答弁とさせていただきます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 服部英二夫議員、よろしいでしょうか。

○5番（服部英二夫君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 服部英二夫君。

○5番（服部英二夫君） ただいまの町長の答弁で、これからは自主や各自治会が主体になってやっていくと、そのような答弁がありました。実際に避難した場合にどうしても近いところへ逃げたくてというのが現実だと思いますが、僕たちですと小学校が避難場所になっているんですけど、僕は実際中学校に今までも行っていましたが、これからも多分、さあと行くと行くとありますが、そういった時期に各自治会が2つに分かれた場合の名簿づくりとか、誰がそこをまとめるのか、そういったことはどのように考えられていますか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 服部英二夫議員、再質問でございます。

避難所、近くの避難所へ逃げるということは、僕、心情的にはよく理解するところでございますが、そのときの対応をどうするんだということだと思います。

担当のほうの小島危機管理課長のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 小島危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） 先ほどの答弁にもございましたように、実際の避難所の運営というものは自主防災会もしくは自治会のほうで行っていただくということで、特に昨年度の訓練のときに避難所での受付業務のやり方について、自主防災会の会長さん及び区長さん等に実際に体験をしていただきました。

実際に災害が起こったときも、避難所での受付業務はやはり地域の方の顔がよくわかっていただいている地元の方々にやっていただいて、その中で、例えばこの人がいない、この人がいないという情報に関しては災害対策本部のほうに上げていただいて、災害対策本部で各避難所との連携をとり合って、行方不明者の確認をしていくというような流れになるというふうに考えておりますので、第一義的には、地元の方々の代表となる方々に避難所での受付業務をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤好博君） 服部英二夫君、よろしいでしょうか。

○5番（服部英二夫君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 服部英二夫君。

○5番（服部英二夫君） 今の危機管理課長の中で1つだけちょっと確認といたしますか、各自治会の中で、そうすると主には区長さんがあれだと思うんですけど、区長さんがいなかった場合には次の人は誰、次の人は誰ということを各自治会で日ごろから決めていかななくてはならないということですよ。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 小島危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） おっしゃるとおりでございます、自治会もしくは自主防災会の中で、会長さん、会長さんがいなかった場合はどなたかというような役割分担のほうを日ごろからしておいていただくということは重要なというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 服部英二夫君、よろしいでしょうか。

○5番（服部英二夫君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 服部英二夫君。

○5番（服部英二夫君） そういったことは各自治会には、僕は聞いていないんですけど、通知はしてあるんですか。

それと、もう一つ、ボランティアの受け入れ体制なんですけど、実際に社会福祉とこのあれでお願いがしてあるということなんですけど、テーブル上のノウハウじゃなしに、実際にそういうような訓練というのはやってみえるんですか。

それと、もう一つ、南部幼稚園・保育園の駐車場と言われると、前回も話があったんですけど、誰もあそこには逃げていきませんような話をして、せっかくあその防災ステーションというやつができたんですから、そこを利用するということは考えていないんですか。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 小島危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） まず、自治会と自主防災会の役割分担につきましては、まさに今私どものほうからそういう情報発信をしているというところでございます、今回の防災訓練でもDVDを活用しながら、避難所運営のあり方というようなものをお伝えさせていただいているというふうに思っておりますし、今後もここは一番重要なところだと思っておりますので、情報発信は強力にやっていきたいというふうに考えております。

ボランティアの受け付け体制につきましては、災害時の対応緊急マニュアルというものを私どもは持ってございまして、そこで民生部、具体的に言いますと住民課と福祉健康課ということになります、そのグループと、あと社会福祉協議会と協働して、受け付けから支援までを行っていくということになっておるんですけど、実際にそれを、現実の訓練をやったかというと実はまだやっておらずで、そういう班をつくるというところまでは実はやっておったんですけど、班をつくってから動きという訓練はまだ実際にはやっておらない状況ですので、今後は必要なというふうに考えております。

南部の駐車場でというお話なんですけど、これに関しましては、想定といたしまして、県外から見えるボランティアの方々をいかに効率よく受け付けして、必要なところへ派遣

をするかということを考えています。

したがいまして、23号線という国道に近いところで、かつ、広い敷地のあるところというところで、旧南部幼稚園・保育園の建屋の前にある田んぼ10アールぐらいを使った駐車場、あそこに現地災害対策本部を建てて、あそこに県外から来たボランティアの方に集まっていただいて、そこから各避難所へ派遣をするというふうに考えておりますので、住民の方々が避難をする場所というわけではなくて、あくまでもボランティアの方々を、言葉は悪いけど、さばくための場所というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 服部英二夫君、よろしいでしょうか。

○5番（服部英二夫君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 服部英二夫君。

○5番（服部英二夫君） 今、南部幼稚園・保育園の駐車場のことなんですけど、もう一度聞きますけど、もし津波かなんかであそこが浸水した場合は、さあ、どこに行きましようかとか、そういうことまでは考えておられませんか。あそこ、多分堤防が切れたら水がつくと思うんですけど、そういうときにはボランティアの場所がありませんわね。そういうことも考えられていますか。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 小島危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） そういった折には、まさに今度、広域避難という形に切りかわっていくのかなというふうに考えています。あそこが浸水しているという状況ですと、単純に考えますと町内全域が浸水しているということも考えられますので、浸水していないところを探してというのはもちろんなんですけれども、広域避難ということで、いなべ市さんやら東員町さんやらに御協力をいただきながら、あちらのほうに現地の災害対策本部を建てるですとか、避難先を検討していくというような形になると思いますし、ボランティアの方々もあちらに集まっていただいて、木曾岬町のほうに派遣するというような形になろうかと思っているところです。

以上です。

○議長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○5番（服部英二夫君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 服部英二夫君。

○5番（服部英二夫君） 広域避難って、3年か4年前か、バスで多度のほうへ行ったことがあるんですけど、あのとき、みんなバスの中で、こんな実際に地震が来たらバスが走らんわなって。これは広域のことですので、これからまたいろいろとよそ市町との話し合いになるとはと思いますけど、そこだけもう一点、そこをちょっとお聞きしたいと思いますけど。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 小島危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） 前回数年前に行った広域避難に関しましては、実はあれは災害をスーパー伊勢湾台風に限っておりまして、スーパー伊勢湾台風というものが24時間以内にこのあたりに襲来する、その前に逃げましょうということなのでああいうような体制をとらせていただきました。

地震になりますと、今度津波ということになりますので、あのような形でバスを使っての避難ということは現実には多分不可能だと思いますので、先ほど説明させていただいた指定緊急避難場所に逃げていただいた後に、舟やらボートやらを使って、各ところへ誘導していくというような形になろうかと思っておりますので、災害によつての種類の違いだというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 服部英二夫君、よろしいでしょうか。

○5番（服部英二夫君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 服部英二夫君。

○5番（服部英二夫君） どうも、なかなか、さあ、避難ということになると、皆さん、大変慌ててごった返すあれができてくると思っておりますので、そのときには仲間の皆さんがうまく避難できるように、そのこのところをはっきりと各自治会にお願いしていただきたいと思っております。

それでは、旧南部幼稚園・保育園の跡地利用計画はについてお聞きしたいと思っております。

南部幼稚園・保育園は4月から廃園となり、今年度中に変更計画を立てる方針を決めるとして委託料が当初予算に上げられていますが、今の現状のままでは建物は傷み、園庭は雑草まるけで埋まってしまう。計画ができるまで暫定的に何かに使用することはできないのでしょうか。現在の跡地利用はどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（伊藤好博君） 5番議席、服部英二夫君の質問に対し、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、服部英二夫議員2点目の旧南部幼稚園・保育園の跡地利用計画はの質問に対して、御答弁を申し上げます。

跡地利用の協議、検討までの経緯につきましては、午前中の3番議席、加藤真人議員の一般質問の答弁で説明させていただいたところでございますが、建物の管理については、定期的に施設の窓などを開閉し換気を行い、建物が傷まないように対策を講じているところでございます。それと、園庭の雑草についても、定期的に草取り及び除草剤の散布を行っており、新たな施設利用が開始されるまで、適切な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

また、暫定的な施設利用計画についてでございますが、旧南部幼稚園・保育園施設の施設利用に当たりまして、園児用トイレなど施設の改修や利用者の安全管理のための対策などが必要と考えられることと、既存施設の本格的な利用までの期間が短いため、暫定的な施設利用は非常に難しく、早期に有効利用の方針を決定して開設に向けて取り組んで、議会全員協議会やまちづくりプロジェクト審議会等にお諮りをさせていただいて、開設していきたいと考えておりますので、その点、御理解を賜りたいと思います。

以上のことを申し上げまして、服部議員２点目の旧南部幼稚園・保育園の跡地利用計画についての御答弁とさせていただきます。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 服部英二夫君、よろしいでしょうか。

○５番（服部英二夫君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 服部英二夫君。

○５番（服部英二夫君） 先ほどの加藤議員のときの説明で大体話をお聞きしたところでございますので、１つだけ、４月の廃園になりましてから今年度中、当初予算におきまして委託料が計上されていますが、この１年かかって実際何に使おうとか、まだそういうのは検討中ということは何も、どうしようとかそういう話、全然計画はできていませんか。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） おっしゃるとおりでして、当然跡地利用の計画の中で、まとめていく中で、当然そこには当初からいけば調整の必要な部分はあるでしょうが、まとめ方によっては実施設計といいますか、基本設計ですか、そちらのほうに向かっていくことになろうかと思っておりますが、まずは関係機関と私どもの担当のほうでそれぞれ整理をさせていただいてまとめていきたいと、その時点でまた議会のほうにも御相談させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 服部英二夫君、よろしいでしょうか。

○５番（服部英二夫君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 服部英二夫君。

○５番（服部英二夫君） こういった計画ですけど、なるべく早急に決めていただきまして、今、現実に皆さん、あそこの幼稚園・保育園の跡、何にするのやな、もったいない、あんなものを放っておいて、古くなっていくばっかでどうしようもないがねという話をよく聞くことがありますので、早急に、早急っておかしいですけど、なるべく早い時間に跡地利用を考えて計画を進めていただきたいと思っておりますが、１つだけ最後に、全然計画的にはまだ、町長、これから今考えるって、そこだけ１つということでお聞きして、お願いします。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） まさに今、検討のさなかでございます。当然早くまとめて案をお示しをさせていただかないかんと考えておりますが、今までの経緯について、担当松本課長のほうから説明させていただきます。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 現段階までの検討状況なんですが、言われるとおり、内部での調整ということなんですが、平成29年7月には南部幼稚園・保育園の統合後の施設利用を主要施策と位置づけまして、庁舎の内部で協議、検討してきました。

本年5月には、用途については重要案件としまして、引き続き庁舎と関係機関で協議と検討を重ねております。また、本年7月からにつきましては、庁舎内部の財産管理の部署と社会福祉協議会等と協議、検討を今進めておりますので、今後において、議会全員協議会等でまたお諮りさせていただきたいと思っておりますので、今の状況としては随時、昨年からなんですけれども、協議は進めておりますので、また御理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤好博君） 服部英二夫君、よろしいでしょうか。

○5番（服部英二夫君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 服部英二夫君。

○5番（服部英二夫君） せっかくのいいところですので、有効利用にできますように十分に検討していただきたいと思います。

これで終わります。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤好博君） 以上をもちまして、通告をいただいております一般質問は全て終了しました。これにて一般質問を終わります。

日程第 2 議案第38号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について

日程第 3 議案第39号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第 4 議案第40号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第 5 議案第41号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第 6 議案第42号 木曾岬町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定について

日程第 7 議案第43号 木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税

免除に関する条例の制定について

- 日程第 8 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 4 6 号 平成 2 9 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 4 7 号 平成 2 9 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 4 8 号 平成 2 9 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 4 9 号 平成 2 9 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 議案第 5 0 号 平成 2 9 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 5 1 号 平成 2 9 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について

○議長（伊藤好博君） それでは、これより議事に入ります。

日程第 2、議案第 3 8 号、平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 2 号）についてから日程第 1 5、議案第 5 1 号、平成 2 9 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてまでの 1 4 議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました議会議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤好博君） ただいま議題といたしました議案につきましては、それぞれの常任委員会に付託し、御審議をお願いして、各常任委員会から審査報告書が提出されております。よって、それぞれの常任委員長の報告を求めます。

初めに、服部英二夫委員長より総務建設常任委員会の審査報告を求めます。

登壇の上、お願いいたします。

○5 番（服部英二夫君） 議長、5 番。

○議長（伊藤好博君） 5 番議席、服部英二夫委員長。

○5 番（服部英二夫君） 総務建設常任委員会の御報告をいたします。

去る 9 月 1 3 日午前 9 時から委員 6 名の出席のもと、加藤町長を初め総務建設常任委員会所管の執行部の同席を求め、委員会を開催いたしました。

平成 3 0 年第 3 回定例会において、本委員会に付託されました議案は、議案名は割愛いたしますが、議案第 3 8 号の所管部分、議案第 4 2 号、議案第 4 3 号の条例の制定、議案

第44号の所管部分、議案第48号から議案第51号までの決算認定案4件、合わせて議案8件であります。

付託されました執行部提案の8件の議案について、加藤町長から議案の概要説明を受けた後、付託議案の審査方法をお諮りし、各議案について1件ごとに執行部に詳細な内容の説明を求め議案質疑を行い、全議案審議の後に、討論、採決も1件ごと行うこととして、付託議案の審査を進めました。

その審議内容や結果について御報告をさせていただきます。

なお、付託議案の内容については既にお聞きいただいておりますので、割愛させていただきます。

まず、議案第38号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）の所管部分を議題として審議を行いました。

主な質疑といたしまして、歳出では、総務費、一般管理費で、町制記念事業の記念誌、銘板、記念植樹の計画を作成した時期や必要性並びに管理について、質疑が個々委員からあり、将来に向かって未来を見通し、町民の皆様とともに町の誇り、愛着を感じて高めていただく機会として式典を行い、それにあわせて過去からの歩みを振り返った上での記念誌、30周年の記念とした史跡となるような銘板と植樹の管理は、しっかりと改善して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、税務総務費では、固定資産審査評価委員の年度途中での所管がえはとの質疑に対し、平成22年に通達があり、平成28年に行政不服審査法の改正により異議申し立てが同様になったことと、県からの指摘が徹底されたことによります。今になったのは謝るしかないとの答弁がありました。

さらに、土木費では、道路橋梁費の予算の組み替えはとの質疑に対し、県補助金の事業調整制度補助金を鍋田川線及び雁ヶ地・福崎線に、県の補助要綱に基づき充当させていただいたとの答弁がありました。

次に、議案第42号、木曾岬町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定についてを議題として審議を行いました。質疑はありませんでした。

次に、議案第43号、木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題として審議を行いました。

主な質疑としまして、変更届け出の項目はとの質疑に対し、規則で定めてありますとの答弁がありました。

次に、議案第44号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定の所管部分を議題として審議を行いました。

主な質疑としまして、歳入において、法人町民税が前年度より1,400万円の減額となるが、その背景はとの質疑があり、法人の設備投資による減額が数件、また、業績による減額があったとの答弁がありました。

また、企画費において、三重大学への委託効果や町PRビデオの活用は小学校とかイベントだけでなく、ホームページでの活用はどの質疑に対し、三重大学では創生事業のわいわい市の開催や中学生のジュニア大使や事業のアドバイス、町PRビデオについては、コンテンツの中で支障がなければ検討させていただくとの答弁がありました。

また、道路橋梁費については、主要道路以外の生活道路の修繕はどの質疑に対し、1級、2級の主要道路は路面修繕調査を実施し、路面状態を確認しており、計画的に実施していく予定です。もう少し鍋田川線関係の修繕が完了しましたら全体的に力を入れていきたいとの答弁がありました。

ほかに、消防費では、消防団員の機能別団員や女性消防団はどの質疑に対して、現団員の報酬の見直しと新人団員の確保のほうへ働きかけをして、御指摘いただいたことについて、検討できるかどうかのところから始めていきたいとの答弁がありました。

土地改良費、地籍調査事業の登記済みはどの質疑に対して、現在、以前の分と現年度分を合わせて登記事務を行っています。県の確認事務のおくれもあり、平成32年度までに法務局へ提出するとの答弁がありました。

また、歳入の入湯税では、入湯税の算出方法はどの質疑があり、3事業者から申告納付との答弁がありました。

次に、議案第48号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定を議題とし審議を行いました。特に質疑はありませんでした。

次に、議案第49号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定を議題として審議を行いました。質疑はありませんでした。

次に、議案第50号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題として審議を行いました。

主な質疑としまして、下水道事業で中継ポンプの修繕は何件ぐらいかとの質疑に対し、事務報告書にも記載があります農業集落排水事業で5件、公共下水道事業で6件の修繕がありますとの答弁がありました。

次に、議案第51号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定を議題として審議を行いました。

主な質疑として、赤字が続いて、資産があるが減少傾向にある、今後、一般会計から繰り入れをするのか、値上げもするのかとの質疑に対して、貸借対照表において、流動資産から流動負債を引いてもかなりの資産があります。繰り入れや値上げは将来的な検討ですとの答弁がありました。

各議案の質疑を終え、1件ごとに討論、採決を実施いたしました。それぞれの議案における討論は、議案第38号では、反対討論と賛成討論が1件ずつありました。他の議案について、討論はありませんでした。

以上、本委員会に付託されました議案第38号の所管部分、議案第42号、議案第43

号、議案第44号の所管部分、議案第48号から議案第51号の議案8件は、慎重に審議いたしましたところ、議案第38号の所管部分は挙手多数で、議案第42号、議案第43号、議案第44号の所管部分、議案第48号から議案第51号は挙手全員で、本委員会は全議案ともおおむね妥当と認め、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

また、議案第38号所管部分の可決後に、伊藤厚紀委員、鎌田鷹介委員より附帯決議案が提出されました。その内容は、執行に当たっては次の事項について十分注意して取り組まれるよう強く求めるもので、町制記念事業の補正予算については、一部事業の凍結も含め、再度協議した上で予算執行に当たることの附帯決議案で、附帯決議案の落としどころはとの質疑に対して、銘板についてはこれからの協議をしていく中で案内的なもので、記念誌については購入数をあらかじめ確定し、無駄をなくしてはとの両委員からの質疑がありました。挙手採決の結果、賛成多数で附帯決議を付することに決まりました。

また、町長からは、議会の皆さんとしっかりと議論をし道筋を見出して、町民の皆様に御理解をいただけるような方向で進めていきたいとの発言がございました。

以上のとおり御報告をさせていただきます。

平成30年9月19日、総務建設常任委員長、服部英二夫。

○議長（伊藤好博君） 服部英二夫委員長、どうもありがとうございました。

続いて、中川和子委員長より教育民生常任委員会の審査報告を求めます。

登壇の上、お願いいたします。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 教育民生常任委員会の報告をします。

去る9月11日火曜日午前9時から委員6名出席のもと、加藤町長を初め教育民生常任委員会所管の執行部の同席を求め、委員会を開催しました。

平成30年第3回定例会において、本委員会に付託されました議案は、議件名を割愛しますが、議案第38号の所管部分、議案第39号、議案第40号及び議案第41号の補正予算案4件、議案第44号の所管部分、議案第45号から議案第47号までの決算認定案4件の合わせて議案8件です。

付託されました8件の議案について、加藤町長から議案の概要説明を受けた後、付託議案の審査方法をお諮りし、各議案について1件ごとに執行部に詳細な内容の説明を求め議案質疑を行い、全議案審議の後に、討論、採決も1件ごとに行うこととして、付託議案の審査を進めました。

その審議内容や結果について報告します。

なお、付託議案の内容については既に聞いていただいておりますので、割愛します。

まず、議案第38号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）の所管部分を議題として審議を行いました。

主な質疑として、小学校費では、なぜエレベーターではなく車椅子用階段昇降機設置なのかとの質疑があり、エレベーターを設置するには現在の校舎の中では難しく、外づけエレベーターとなるとくい打ちや基礎など莫大な経費がかかるので、車椅子用階段昇降機を検討しているとの答弁でした。

さらに、再質疑として、1階から3階まで行けるのか、また、来年の4月までに完成するのかとの再質疑に対し、現在、1階から3階まで一気に行けるものを考えている。設置については、国の来年度予算を概算要望しており、国の補助金を使おうと思うとどうしても完成が夏ごろになるとの答弁でした。

次に、老人福祉費では、介護予防ケアプランがなぜ計上されているのかとの質疑に対し、ケアプランの作成業務を地域包括支援センターから指定介護予防支援事業所へ委託するための補正予算で、当初では50%、このたびの補正で40%計上しているとの答弁でした。

次に、保育所費で、需用費の詳細はとの質疑に対し、避難誘導灯2台、リニューアル対応プレート2台、自動火災報知設備14台の消防用施設のバッテリー交換を計上しているとの答弁でした。

また、成人等保健事業費では、健康マイレージとはとの質疑に対して、三重県が今年度導入しており、健康診断、各種健康教室、ウォーキングイベントなどに参加したらポイントを付与して、県内で登録している約500の事業所でサービスを受けられる制度ですとの答弁でした。

また、図書館費では、需用費の詳細はとの質疑に対して、36誌の雑誌の追加、事務用品としてファイル、展示用クロス、クリップワイヤー、厚紙などですとの答弁でした。

社会教育総務費では、イベント委託料の西川ヘレン氏の講演会はどのような経緯で決まったのかとの質疑に対して、親の介護などの講演が非常に好評なので西川氏に決めたとの答弁でした。

事務局費では、退職した職員に伴う事務委託料とあるが、なぜ派遣職員での対応なのかとの質疑に対して、来年4月以降新たな職員が入ってくる見込みがあるとのことで、派遣職員での対応となったとの答弁でした。

扶助費では、扶助費は増加していくものだと思うが、平成28年度決算では類似団体と比較して割合が低いと出ているので見識を伺いたいとの質疑に対して、扶助費の必要を問うべきで、制度が充実していて健康な住民が多く扶助費の割合が低いのが理想、そういう自治体を目指すべきではないかと思うとの答弁でした。

次に、議案第39号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題として審議を行いました。

主な質疑としては、今年度は料率が据え置きとなっているが、医療給付費現年分が増額、今年度から広域化が始まり納付金が増額となっているが想定の範囲内かとの質疑に対して、予算調整で医療給付費を減額し過ぎたため、このような数字となった。納付金については、

県が多少は増減するとのことでしたので、想定範囲内ですとの答弁でした。

次に、議案第40号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題として審議を行いました。

主な質疑としては、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金が減額補正されているがその理由はとの質疑があり、今回平成30年度、平成31年度の保険料が初めて下がったので、均等割が905円の減、所得割は0.2%の減でしたので、減額しているとの答弁でした。

次に、議案第41号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題として審議を行いました。

主な質疑として、歳入の現年度の普通徴収保険料が減額補正されているがその理由との質疑に対して、特別徴収と普通徴収の割合が本算定により変わったため減額しているとの答弁でした。

次に、議案第44号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定の所管部分を議題として審議を行いました。

主な質疑として、歳入では、保育料、給食費、幼稚園授業料の滞納額について、他の税金などとの関連はどうなっているのかとの質疑に対して、他の税金とのリストの共有はしているとの答弁でした。

歳出では、衛生費、公害対策費及び教育費では、不用額が多額であるがなぜかとの質疑があり、衛生費は人件費や負担金、工事請負差金で、公害対策費は臭気測定をしなかったための残、教育費は賃金や保守委託料の契約残との答弁がありました。

さらに、教育費の不用額について、金額が大きい。定例会で補正されていると思うが適正にされていたかとの質疑に対し、9款教育費全体で見れば970万円ほどの予算残額があるが、執行率は97%で、最終的な予算残額として残った額ですとの答弁がありました。

塵芥処理費の備品購入費では、予算残が多額だがどんな予算編成をしていたのかとの質疑に対し、18万円の集塵箱を2台計上していましたとの答弁でした。

また、成人等保健事業費の備品購入費では、不用額の理由はとの質疑に対して、ソリオ、セレナ、車2台分の契約差金ですとの答弁でした。

教育総務費の委託料では、安全監視員委託料での活動人数と、図書館業務委託料の内容はとの質疑があり、安全監視員は6名、そのうち2名は車で監視している。図書館業務委託料は、司書を1名配置する業務と開館準備を支援する業務があり、その内容は、運営アドバイス、図書館活性化委員会の支援、ワークショップの開催、什器備品の調達支援などですとの答弁がありました。

備品購入費では、町民ホールの什器備品とは何かとの質疑があり、スタッキングチェア、キャスターつき机、演台、司会台、アルミ製観覧席、折り畳み式台車、稼働式鏡等、町民ホール内に入っている基本的な備品ですとの答弁がありました。

また、第7期介護保険事業計画を作成するに当たり、委員の意見や募集した意見の反映

はしているのかとの質疑に対して、4回の委員会を実施しその際の意見や募集したパブリックコメントを反映した計画案になっているとの答弁でした。

次に、議案第45号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を議題として審議を行いました。

質疑では、不納欠損した人の中に外国人は何人いるのか、また、徴収努力はどの質疑に対し、30人中12人、国保連合会の徴収アドバイザーから指導を受け、保険証更新時に1年以上の未納者には納付相談をし、臨戸訪問も毎月行っていくとの答弁でした。

次に、議案第46号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題として審議を行いましたが、質疑は特にありませんでした。

次に、議案第47号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定を議題として審議を行いました。

質疑では、普通徴収の徴収率が下がっているが、介護保険サービスを受けられていない人はいないか、平成29年度の基金の状況から考えると、保険料の据え置きに充てるべきではなかったのかとの質疑に対し、収納率を下げないためにも通常どおりサービスを受けられるように、督促状にあわせて介護時の負担についてのチラシを同封したりと努力をしている。基金について、確かに積み立てはあるが計画では3,000万取り崩したとの想定になっているので、積み立てできるときに積み立てているということで御理解いただきたいとの答弁でした。

なお、各議案の質疑を終え、1件ごとに討論を進めましたが、それぞれの議案における討論はありませんでした。

以上、本委員会に付託されました議案第38号の所管部分、議案第39号、議案第40号及び議案第41号の補正予算案4件、議案第44号の所管部分、議案第45号から議案第47号までの決算認定案4件の議案、8件は、慎重に審議しましたところ、全議案ともおおむね妥当と認め、本委員会は原案のとおり可決するものと決定しました。

以上のとおり報告させていただきます。

平成30年9月19日、教育民生常任委員会委員長、中川和子。

○議長（伊藤好博君） どうもありがとうございました。

総務建設常任委員会並びに教育民生常任委員会の皆さんには、当日長時間にわたり慎重な御審議をいただき、御苦労さまでございました。

これより各常任委員会の委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長の報告に対して御質疑がある方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 総務建設常任委員会の中で、附帯決議案が可決された後に町長の発言を許可していることがあるんですが、このようなことは通常されるのでしょうか。

○議長（伊藤好博君） 済みません、もう一度お願いします。町長の発言が……。

○8番（中川和子君） 今回、議案第38号の一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議案が出されて可決をされましたが、その後に町長の発言を許可したということがありますが、このようなことは通常なされるべきものなのではないかということをお尋ねしたんです。

○議長（伊藤好博君） 委員長の報告のとおりだと思いますが。

委員長、それに対して何か御意見ありますか。

○5番（服部英二夫君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 服部委員長。

○5番（服部英二夫君） 委員長報告に求められております委員会の審議経過、結果に対する報告をさせていただきました。また、附帯決議案に対しては、委員長報告を行うということで一任をいただきましたので、私が必要だと思って行いました。

○議長（伊藤好博君） 以上ですが、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 報告が必要だということでされたのは重々わかっているんですけど、附帯決議案の終わった後に町長の発言を許可するということが適正だったのかどうかということを知っているんですけど。

○議長（伊藤好博君） 先ほどの答弁にもありましたが、報告は一任されておるので、発言がありましたので報告しましたということですが、よろしいですか。

ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

日程第16 報告第4号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計継続費精算報告書
について

日程第17 報告第5号 平成29年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（伊藤好博君） 続きまして、日程第16、報告第4号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計継続費精算報告書について並びに日程第17、報告第5号、平成29年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを一括上程し、議題といたします。

ただいま議題といたしました報告案件につきましては、定例会開会日に町長の提案理由説明と執行部による詳細説明をお聞きいただき、精読のことと存じます。よって、これより報告案件の質疑に入ります。

報告第4号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計継続費精算報告書について、

御質疑があります方は御発言ください。

御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 御質疑がないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で、地方自治法施行令第145条第2項に基づく議会への継続費精算報告を終わります。

続いて、報告第5号、平成29年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御質疑があります方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 2項目めの地方公共団体の財政の健全化に対する法律第22条第1項に定める資金不足比率で、2番目の農業集落排水事業特別会計も公共下水道事業特別会計も算定指数が出ないということで健全だということですが、これに対しては一般会計から多額な繰り入れをしているんですが、それは問題ないということで解釈してよろしいですか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 初日の議案説明でも報告したとおり、今、この両会計におきましては、一般会計からの財源補填をさせていただいて決算をさせていただいております。その決算につきまして、実質収支も見ていただいた状態でございます。

したがって、この法律に基づく中で、両会計の決算に応じて資金不足比率を算定したものでございますので、このことに対しては問題ないというふうに理解しております。

○議長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で、地方公共団体の財政の健全化に対する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づく議会への報告を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

午後 2時30分散会

○議長（伊藤好博君） どうも御苦労さんでございました。